

要配慮者利用施設の避難確保計画作成 に係る講習会資料

— 目次構成 —

- 1.要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会の開催目的について 【P3～P5】
- 2.避難確保計画作成の必要性について 【P6～P14】
- 3.【話題提供1】気象情報の避難行動への活用について 【P15～P23】
- 4.【話題提供2】水害リスクに関する最近の動向について 【P24～P32】
- 5.地域の水害危険性の確認方法について 【P33～P51】
- 6.避難確保計画の作成方法について 【P52～P84】
- 7.今後の予定等 【P85～P87】

本日の講習会プログラム

- 洪水に対する避難確保計画の作成にあたっては、過去の災害教訓、地域の水害特性(既往の水害、洪水ハザードマップ)、避難のために必要な防災情報の入手方法等に関する正しい理解が必要となります。
- 本日の講習会では、これらの詳しい内容について、以下のプログラムでの講習会を行います。

1. 要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会の開催目的について

国土交通省
東北地方整備局

2. 避難確保計画作成の必要性について

国土交通省
東北地方整備局

3. 【話題提供1】気象情報の避難行動への活用について

青森地方気象台

4. 【話題提供2】水害リスクに関する最近の動向について

青森河川国道事務所

5. 地域の水害危険性の確認方法について

講習会事務局

6. 避難確保計画の作成方法について

五所川原市総務課

7. 今後の予定等

五所川原市総務課

要配慮者利用施設の避難確保計画作成 に係る講習会の開催目的について

国土交通省 東北地方整備局
河川部 水災害予報センター

1. 避難確保計画の義務化の背景

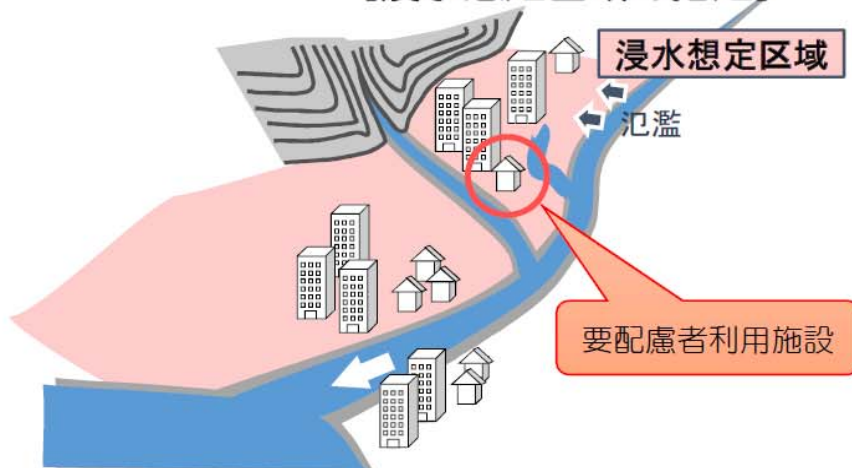
○要配慮者利用施設の「避難確保計画の作成」及び「避難訓練」が義務化されました。

- ・水防法及び土砂災害防止法の改正(H29.6)により、洪水による浸水が想定される区域や土砂災害(特別)警戒区域内で地域防災計画で定められた要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務化されました。
- ・計画を作成しない場合には、市町村長からの指示、それに従わない場合にはその旨が公表されます。
- ・平成30年3月末時点での要配慮者利用施設(50,481施設)のうち、計画作成済施設は8,948施設(約17.7%)である。
- ・国土交通省では、2021年(平成33年)までに作成率を100%とし、逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現を目指しています。

ポイント!

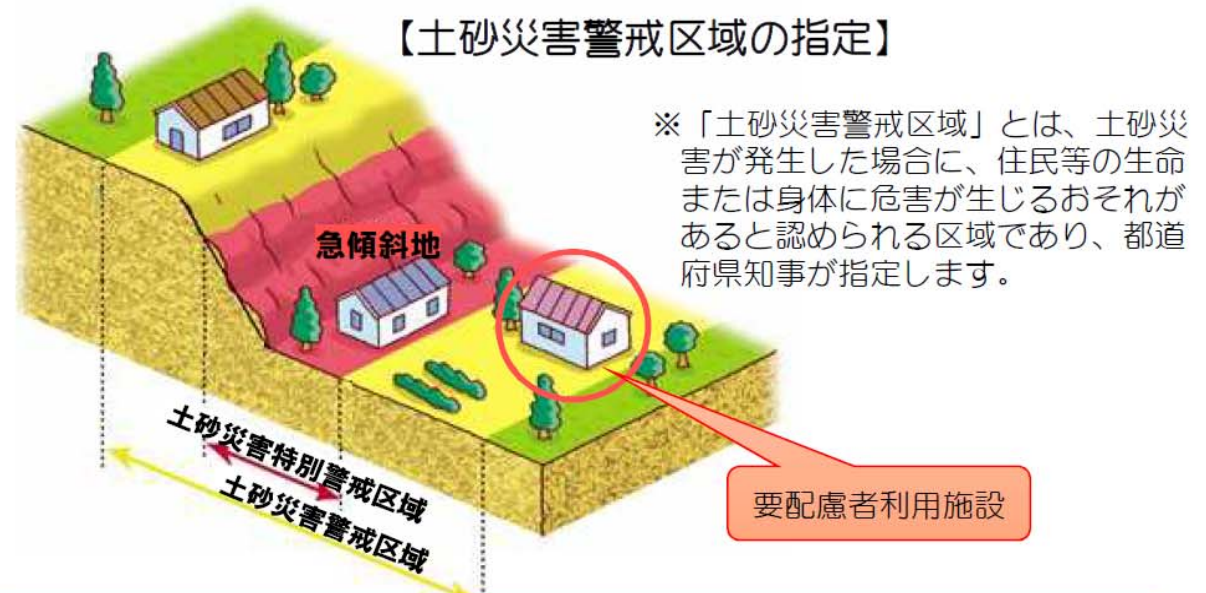
浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

2. 国土交通省による避難確保計画の作成支援方策

○要配慮者利用施設における確実な避難確保に向け、**避難確保計画の作成率の向上と内容の充実を支援する観点から**、平成29年6月に現行の手引き(案)を補足する簡易作成支援ツールとして「**手引き(別冊)**」を公開しています。その他、「**計画のひな形**」、「**計画作成のための事例集**」、「**避難計画点検マニュアル**」等を国土交通省HPに公表しています。

簡易に作成するための資料

○簡易に作成できるよう、ひな形を新たに提供
※作成した計画は、的確な内容となるよう訓練等を通じ適宜見直しが必要

入力項目	入力セル	入力例
(施設の情報)		
計画作成年月日	2017年5月19日	2017年1月19日
施設名	特別養護老人ホーム園交園	特別養護老人園交園
住所	千代田区大手町1-2-3	千代田区大手町1-2-3
所在市町村名	千代田区	千代田区
		千代田区大手町

利用者	施設職員	利用者
1 利用者 名	施設職員5名	利用者10名
2 利用者 名	施設職員2名	利用者10名
3 利用者 名	施設職員5名	利用者10名

体制種立の避難時期	体制	避難内容	対応要員
	法曹体制種立		
	避難実施体制		
	非常体制種立		

4 防災体制
連絡体制及び対応本部は、以下のとおり設置する。
【防災体制種立の判断時期及び避難分振り】

簡易な入力

計画ひな形

的確な作成に向けた資料

○手順を追うことでの確に作成できるよう解説を充実

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き(案)
(作成支援ツール・様式編)

【作成支援ツール】
施設周辺の**水害危険性を知る**～避難経路図作成～

②施設周辺で想定される**浸水深**を確認する。
□施設周辺で想定される浸水深は？
□施設はどのくらい浸水するイメージになりますか？
□5.5m～3.0mの浸水では...
□3.0m以下の浸水では...
□0.5m以下の浸水では...

③安全な**避難場所**を設定する。

避難場所	名称	想定浸水深	構造	階数
避難所	□浸水しない	□浸水	□非木造	□2階建て以上
	□浸水しない	> 3m	□木造	□2階建て以上
施設内安全確保	□浸水しない	> 3m	□非木造	□2階建て以上
	□浸水しない	> 3m	□木造	□2階建て以上

④**避難経路**、避難所、屋内安全確保は、居住者等が災害から身を守るために緊急的に避難する場所です。避難経路は、避難した居住者等が災害の危険な状況から安全な避難場所へ、または災害の危険な状況から避難所へ、避難経路を確保する場所です。屋内安全確保は、その時点で避難している、および安全な避難所への避難を行うことを行います。

⑤**避難経路**、避難所、屋内安全確保は、居住者等が災害から身を守るために緊急的に避難する場所です。避難経路は、避難した居住者等が災害の危険な状況から安全な避難場所へ、または災害の危険な状況から避難所へ、避難経路を確保する場所です。屋内安全確保は、その時点で避難している、および安全な避難所への避難を行うことを行います。

⑥**避難経路**、避難所、屋内安全確保は、居住者等が災害から身を守るために緊急的に避難する場所です。避難経路は、避難した居住者等が災害の危険な状況から安全な避難場所へ、または災害の危険な状況から避難所へ、避難経路を確保する場所です。屋内安全確保は、その時点で避難している、および安全な避難所への避難を行うことを行います。

手引き(別冊)より

本日は、手引き(別冊)を中心に説明

※以下のアドレスから手引きをダウンロードできます。(国土交通省HP)

- 計画ひな型 http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/keikaku_hinagata_suibou201706.doc
- http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/keikaku_hinagata_suibou201709.xlsx
- 手引き(別冊) http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/keikaku_tebiki_suibou201706.pdf

避難確保計画作成の必要性について

国土交通省 東北地方整備局
河川部 水災害予報センター

五所川原市付近における過去の水害

- 五所川原市付近では、昭和10年8月洪水において大規模な浸水被害が生じました。近年は全国各地で大雨が多発しており、再び大規模な浸水被害が生じる可能性があります。

昭和10年8月洪水による五所川原市の浸水状況



五所川原市布屋町

平成25年9月洪水の状況



五所川原市での岩木川増水状況



五所川原市三好地区



堤防からの漏水による月の輪工(つがる市) 7

1. 避難確保計画の重要性

- ・ **要配慮者**（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）は一般の住民より避難に多くの時間を要し、近年の水害・土砂災害時においても、社会福祉施設からの**逃げ遅れによる被害**が報告されている。
- ・ 今回の要配慮者利用施設の所有者又は管理者への義務化は、**避難準備・高齢者等避難開始等を発令する行政を含むすべての関係者で連携して対応する必要がある。**
- ・ 「避難マニュアルがなかったため具体的な行動として何をすればよいかわからなかった」という反省の声があるが、**マニュアルを作成していれば、本当に避難させることができたのだろうか**という不安が残る。
- ・ 計画に書いてあること（イコール）できることではない。計画作成を最終目標にせず、**避難訓練できる計画作成を最終目標**としましょう。

本講習会開催の背景とポイント

- ・ 計画作成は単に、様式を埋めればよいものではなく、地域の水害危険性、施設利用者の特徴、施設の運営体制などを踏まえ、十分に検討する必要がある。
- ・ しかし、施設側にとっては“作成する時間がない”、“作成する人手がない”、“専門的な知識がない”などの理由から計画作成が後回しになってしまう。
- ・ 本日の講習会は、必要な情報や計画作成のポイントについて関係する方から皆さんにレクチャーする2時間となっています。

要配慮者利用施設における 自衛水防の必要性（1）

要配慮者利用施設における浸水被害

平成16年10月の台風23号により兵庫県豊岡市内の公立病院が浸水し、送水ポンプの浸水による断水や、非常用電源も燃料ポンプの浸水で稼働せず一時全館停電となる等の被害が発生しました。入院患者等の2階以上への避難が完了するのに約3時間を要し、非常電源用の燃料をボートで運搬する等の対応に追われました。

また、平成22年10月の奄美豪雨災害では、鹿児島県奄美市内のグループホームが浸水し、施設の職員2名が懸命な救出活動を行ったものの、入居者9名のうち2名が死亡しました。



公立豊岡病院の浸水状況（平成16年10月）
（出典：中央防災会議 大規模水害対策に関する専門調査会報告）



グループホーム わだつみ苑の浸水状況
（平成22年10月奄美豪雨）
（出典：奄美市資料）

要配慮者利用施設における 自衛水防の必要性（2）

例えば、事前に浸水リスクや指揮命令系統を確認することにより、いざという時の応急的な対応（2階以上への垂直避難や重要な資機材の移動等）が迅速に行われ、被害を大幅に軽減し、早期に復旧を図ることができます。

（例1） 山口県美祢市にある特別養護老人ホームでは、あらかじめ複数の責任者や避難場所（2階）を定めており、平成22年7月の水害では、早朝5時半に現場にかけつけた第3責任者が指揮をとり、1階の浸水が始まる40分前に、寝たきりの多い入所者の避難を完了させました。



特別養護老人ホーム 幸嶺園の浸水状況
（出典：山口県 福祉施設等の災害対策取組事例集）

（例2） 愛媛県大洲市にある介護老人保健施設を併設する病院では、平成7年の浸水で断水や停電、医療機器の被害等を受けたことを教訓に、自家発電機や送水ポンプを2階に設置する等の対策を講じていました。

平成16年8月の台風16号においては、施設1階が床上浸水したものの、断水や停電は発生せず、また、入所者の居室は浸水しない3階以上のため、職員は事前に移動可能な医療機器のみを2階へ移動させました。

その後、平成16年以降に、移動できないレントゲン等の医療機器の浸水対策として止水板や防水扉を設置しました。



本館玄関への止水板設置状況（設置前）
出典）ヒアリングによる（H21.9.16）



本館玄関への止水板設置状況（設置後）



大洲記念病院の浸水対策
（出典：中央防災会議 大規模水害対策に関する専門調査会報告）

2. 要配慮者利用施設の取組に活用可能な示唆

■ 生きた計画(速やかに避難できる計画)づくりは難しいこと

- ・災害リスクの状況は、地区ごと(=施設ごと)に様々であって、対応できるための体制づくりや周辺環境なども様々である。
- ・マニュアルは大切だが、マニュアルどおりには災害は発生してくれない。

■ 生きた計画は、作ったあとに育てることが大切なこと

- ・作成した計画を基本に、意識・知識を共有しながら、より強化するための取組の継続が大切である。
- ・「みんなで助け合って、みんなで助かる」ためにできることを探すことが大切である。

3. 講習会の意義

■ 今回は2部制（前期＋後期）とし、より実効的な計画作成支援が特徴

- ・ 一般に「講習会」といえば「座学」で終わってしまう。今回の五所川原市の取組では本日の後にもう一回（9/28（金））開催することが大きなポイントである。
- ・ 計画作成はスタートであって、将来、五所川原市が災害に襲われた際に、逃げ遅れる被害者をゼロにするためには、皆さんの一人ひとりが知見を広め、計画を改善・向上していくことが本当に大切である。
- ・ また、一つの施設だけではできないことが、複数の様々な施設が関与することで可能となることもある。
- ・ そういった気づきを改善のスタートとできる後期講習会に、是非参加してほしい。

後期講習会の進行イメージ 【ワールドカフェ】

【ワールドカフェの流れ】

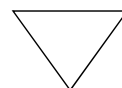
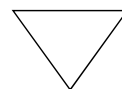
- ① 数人が一組となって席につきます。
- ② テーマに沿って一定時間、意見交換を行います。
- ③ 1人（カフェマスターと呼びます）を除いて、全員が別のテーブルに移動します。
- ④ カフェマスターは、移動してきた人たち（旅人と呼びます）に、前の議論の概要を説明し、それを受けて、新たな参加者でまた意見交換を行います。

※ ワールドカフェで目的とするのは「正解を出すこと」や「合意形成を図ること」ではありません。

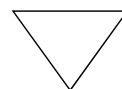
※ いろいろな視点・立場からの自由な意見交換を経て、「様々な気づき」や「自由な発想」を得ることに特徴があります。



前期講習会(座学)



計画(案)の作成に悩んで頂くと、
ワールドカフェがより楽しくなります



後期講習
(ワールドカフェ)

【話題提供1】

気象情報の避難行動への活用について

青森地方気象台

気象庁HPで警報級の可能性を確認できます。

ホーム

防災情報

各種データ・資料

知識・解説

気象庁について

案内・申請

ホーム > 防災情報 > 天気予報

天気予報

その他の情報

地方 府県

印刷 再読込

[警報級の可能性へ](#)
日・項目の選択

説明へ



毎日5時・11時・17時に発表します。
また、この時間以外にも状況により随時発表します。
最新の天気予報をご利用ください。

再読込ボタンかブラウザの更新ボタンをクリックして最新の情報をお使いください。

- [気象警報・注意報](#)
- [大雨・洪水警報の危険度分布](#)
- [土砂災害警戒判定メッシュ情報](#)
- [大雨警報\(浸水害\)の危険度分布](#)
- [洪水警報の危険度分布](#)
- [気象情報](#)
- [海上警報 \[気象\]\(#\) / \[火山\]\(#\)](#)
- [台風情報](#)
- [指定河川洪水予報](#)
- [土砂災害警戒情報](#)
- [竜巻注意情報](#)
- [高温注意情報](#)
- [大津波警報・津波警報・津波注意報](#) [津波情報](#) [津波予報](#)
- [地震情報](#)
- [南海トラフ地震関連情報](#)
- [噴火警報・予報](#)
- [噴火速報](#)
- [降灰予報](#)
- [天気予報](#)
- [天気分布予報 / 時系列予報](#)
- [週間天気予報](#)
- [海上予報 / 海上分布予報](#)
- [異常天候早期警戒情報](#)
- [季節予報\(1か月・3か月・暖候期・](#)

気象庁HPで

数日先までの「警報級の可能性」の提供

青森県を選べると、市町村名が表示される。

※警報級の可能性は、津軽、下北、三八上北で発表するので、その地域のどこかの市町村で確認。

国土交通省 気象庁 Japan Meteorological Agency

キーワードを入力し検索ボタン

POWERED BY

本文へ | ENGLISH | ご意見・ご感想 | サイトマップ

ホーム | 防災情報 | 各種データ・資料 | 知識・解説 | 気象庁について

ホーム > 防災情報 > 警報級の可能性地域選択(全国) > 警報級の可能性地域選択(青森県)

警報級の可能性(青森県)

市町村名を選択してください。

市町村名	
あ行	青森市 津軽沢町 板柳町 田舎館村 今別町 おいらせ町 太間町 大鰐町
か行	風間浦村 黒石市 五所川原市 五戸町

平成30年 5月 2日 11時00分 青森地方気象台発表

青森県津軽の警報級の可能性

東部では、3日までの期間内に、暴風（暴風雪）警報を発表する可能性がある。

種別	警報級の可能性							
	2日		3日		4日	5日	6日	7日
	夕方まで 12-18	夜～明け方 18-6	朝～夜遅く 6-24					
大雨	-	-	-		-	-	-	-
大雪	-	-	-		-	-	-	-
暴風（暴風雪）	-	[中]	[中]		-	-	-	-
波浪	-	-	-		-	-	-	-

深浦町 藤崎町

気象庁HPは、スマホでも見られます。

「警報級の可能性」の活用方法、具体例

週末に警報級の可能性[中]となるケース

種別	1日	2日		3日	4日	5日	6日
	明け方まで 18-6	朝～夜遅く 6-24					
大雨	—	[中]	[中]	—	—	—	—
大雪	—	—	—	—	—	—	—
暴風(暴風雪)	—	—	—	—	—	—	—
波浪	—	—	—	—	—	—	—



土曜日・日曜日が、大雨の警報級の可能性が[中]となっている。
今週末の当番は自分なので遠出は控えよう。

翌日早朝にかけて警報級の可能性[中]となるケース

種別	1日	2日		3日	4日	5日	6日
	明け方まで 18-6	朝～夜遅く 6-24					
大雨	[中]	—	—	—	—	—	—
大雪	—	—	—	—	—	—	—
暴風(暴風雪)	—	—	—	—	—	—	—
波浪	—	—	—	—	—	—	—



今夜、大雨警報が発表されるかもしれない。
参集する職員に声をかけておこう。

次の日に警報級の可能性[高]となるケース

種別	1日	2日		3日	4日	5日	6日
	明け方まで 18-6	朝～夜遅く 6-24					
大雨	—	[高]	—	—	—	—	—
大雪	—	—	—	—	—	—	—
暴風(暴風雪)	—	[高]	—	—	—	—	—
波浪	—	[高]	—	—	—	—	—



明日、警報が発表される可能性が高い。
避難準備・高齢者等避難開始を発令する事態となるかもしれない。手順を確認しておこう。

[高]のときは、気象警報等で
詳細な時間帯などを確認する。

気象
警報等

〇〇県
気象情報

青森県気象情報

青森県気象情報

平成30年8月14日
15時01分発表

翌日に警報が想定される
場合などに発表。

キーワードは「警戒」

気象庁HPで
見られます
(スマホでも
OK)

気象庁HPに掲載

大雨と雷に関する青森県気象情報 第1号

平成30年8月14日15時01分 青森地方気象台発表

【見出し】

青森県では、津軽を中心に、15日昼過ぎから16日にかけて、断続的に雨が雷を伴って激しく降り、16日は大雨となる見込みです。土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒してください。

【本文】

【気象状況】

北海道付近に前線が停滞し、北日本には暖かく湿った空気が流れ込んでいます。また、15日から16日にかけて上空に寒気を伴った気圧の谷が北日本へ進むため、大気の状態が不安定となる見込みです。

【雨・雷】

<地域・時期・量的予想>

青森県では、津軽を中心に、15日昼過ぎから16日にかけて、断続的に雨が雷を伴って激しく降り、16日は大雨となる見込みです。

15日18時までに予想される24時間雨量は、青森県の多い所で50ミリです。

その後も、断続的に雨が雷を伴って激しく降り、さらに雨量が多くなる見込みです。

16日18時までに予想される24時間雨量は、青森県の多い所で100から200ミリです。

<防災事項>

がけ崩れ、山崩れ、河川の増水や氾濫、低い土地の浸水のおそれがあります。16日は、土砂災害、低い土地の浸水、洪水に警戒してください。また、15日昼前から16日にかけて、落雷や突風、ひょうに注意してください。

【補足事項】

今後、気象台の発表する警報や注意報、気象情報に留意してください。次の「青森県気象情報」は、15日6時30分頃に発表する予定です。

=

警報・注意報の「危険度を色分けした時系列」

黄色は注意報級の危険度
赤色は警報級の危険度

〇〇市		今後の推移 (■警報級 ■注意報級)									備考・ 関連する現象	
発表中の 警報・注意報等の種別		5日			6日							
		18-21	21-24	0-3	3-6	6-9	9-12	12-15	15-18	18-21		
大雨警報・ 洪水警報	1時間最大雨量(ミリ)	40	40	40	70	70	70	斜線	斜線	斜線		
	(浸水害)	黄色	黄色	黄色	赤色	赤色	赤色	斜線	斜線	斜線	浸水注意	
	(土砂災害)	赤色	赤色	赤色	赤色	赤色	赤色	黄色	斜線	斜線	土砂災害警戒	
洪水	(洪水害)	赤色	赤色	赤色	赤色	赤色	赤色	黄色	斜線	斜線	はん濫	
強風	風向 風速 (矢印・ メートル)	陸上	15	15	15	15	20	25	15	15	15	
		海上	20	20	20	20	30	30	20	20	20	以後も注意報級

暴風警報に切り替える
可能性の高い
強風注意報

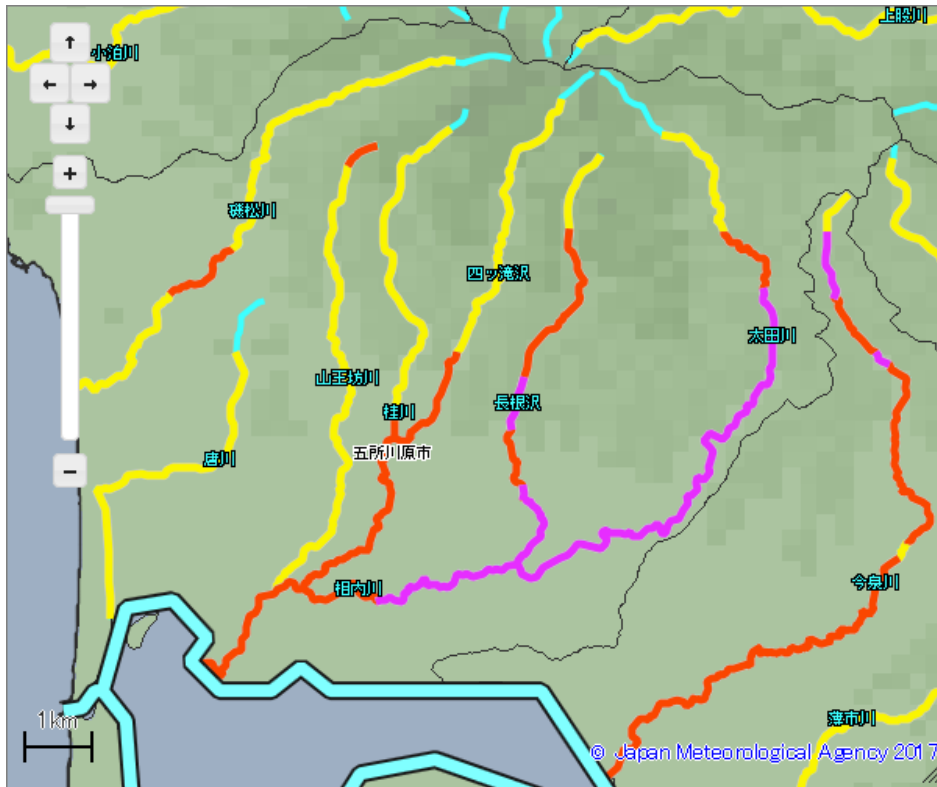
陸上では朝から
風速20メートル
警報級の危険度
になる事を予想

海上では、注意報級が
継続する事を予想

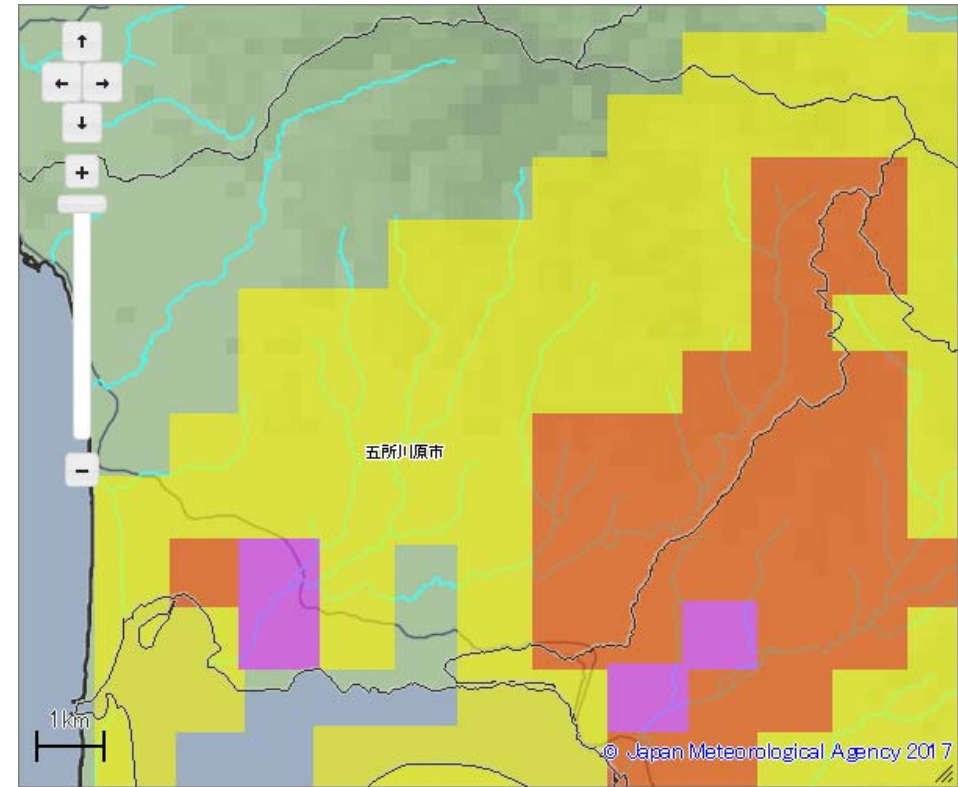
ゼブラマークで着色した注意報は、今後警報に切り替える可能性が高い事を示します。

自分がいる場所の危険度を知る情報。

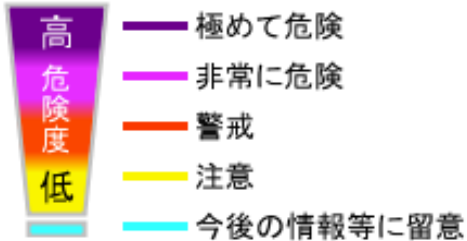
洪水警報の危険度分布



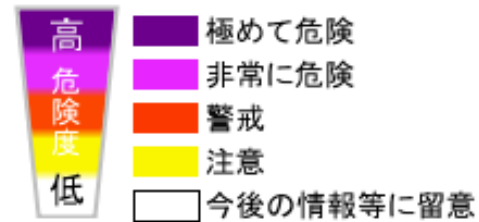
大雨警報（浸水害）の危険度分布



洪水警報の危険度分布



大雨警報（浸水害）の危険度分布



自分がいる場所の「危険度分布」をワンタッチで表示

現在

改善後



①気象庁ホームページの
バナーをタップ



①気象庁ホームページの
バナーをタップ



②現在位置取得
ボタンをタップ



③自分のいる場所
の危険度が表示

平成30年
8月中旬
(予定)



②自分のいる場所
の危険度が表示



自分がいる場所の「危険度分布」を表示するために
①②をタップしてください。

自分がいる場所の「危険度分布」をワンタッチで表示
することが可能に。

スマートフォン等の位置情報機能を活用し、自分がいる場所の「危険度分布」をワンタッチで表示できるよう改善します。

- ※ PC等で「お気に入り」に登録して活用できる、[都道府県別の「危険度分布」](#)等を簡単に表示できるURLも用意しています（別添資料を参照）。
- ※ 改善の実施までは、このURLやすでにご利用可能な現在位置取得機能をご利用ください。
- ※ 「[雨雲の動き](#)」「[今後の雨](#)」についても同様の改善を実施します。

危険度分布に関する広報資料

急激な水位上昇が起こりやすい中小河川の洪水災害や、一瞬のうちに尊い人命を奪ってしまう土砂災害から命を守るための「危険度分布」のリーフレットを制作し、広報を実施中です。

洪水警報の危険度分布の活用 ～中小河川の洪水災害から命を守るために～



出典：国土映像ホームページ (平成29年7月九州北部豪雨に関する情報)



これまでの経験から命に危険を及ぼすとは考えられていなかった中小河川で上の写真のような被害が発生しました。



九州北部豪雨のときには、写真のように谷全体が川のようになってしまうのね。



洪水警報の危険度分布
土砂災害警戒判定メッシュ情報

土砂災害警戒判定メッシュ情報の活用 ～土砂災害から命を守るために～



このリーフレットでは、土砂災害警戒判定メッシュ情報を利用して、土砂災害から命を守るための方法について紹介します！



<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html>
<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html>

【話題提供2】

水害リスクに関する最近の動向について

国土交通省 東北地方整備局
青森河川国道事務所 田嶋調査第一課長

1. 水防法の改正の概要 <平成27年5月13成立、5月20日公布>

- 近年、集中豪雨等による水害が頻発しており、短時間で河川が増水したり、堤防が決壊して甚大な被害が発生する事例も増えています。
- 平成27年5月に水防法の一部が改正され、想定される最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域を河川管理者が指定・公表することとなりました。
- 平成28年7月以降、全国の一級河川及び二級河川で順次公表されています。

課題

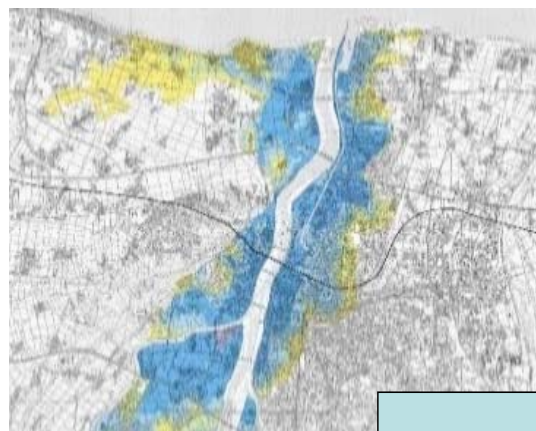
近年、現在の想定を超える浸水被害が多発



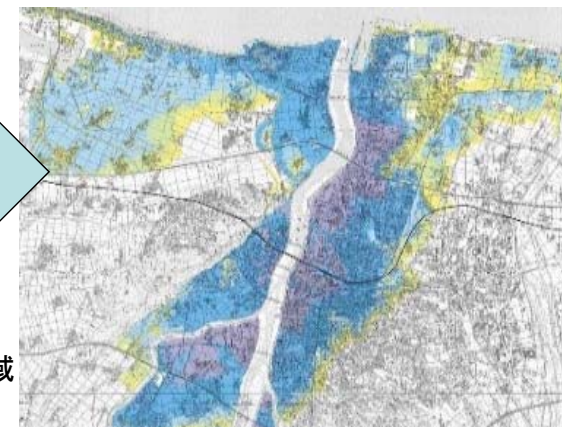
平成26年8月 避難所2階の浸水
(徳島県)

改正の概要

洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充（現行は、河川整備において基本となる降雨を前提とした区域）



河川整備において基本となる降雨を前提
(100~200年確率)



想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域
(概ね1000年以上の確率)

2. 想定最大規模降雨による浸水想定区域図

- 想定最大規模の浸水想定区域図では、浸水範囲や浸水深の他に家屋倒壊等氾濫想定区域をあわせて公表しています。家屋倒壊等氾濫想定区域は、氾濫流・河岸侵食があります。
- 家屋倒壊等氾濫想定区域では、特に早期に避難する必要があります。

「家屋倒壊等氾濫想定区域」とは：

堤防沿いの地域等において、洪水時に家屋が倒壊するような激しい氾濫流等が発生するおそれが高い区域です。この区域では、洪水時には避難勧告等に従って安全な場所に確実に立退く必要があります。

平成28年8月台風第10号【北海道開発局提供】
(北海道上川郡・十勝川水系ペケレベツ川)

平成29年7月九州北部豪雨【九州地方整備局提供】
(福岡県朝倉市・筑後川水系桂川)

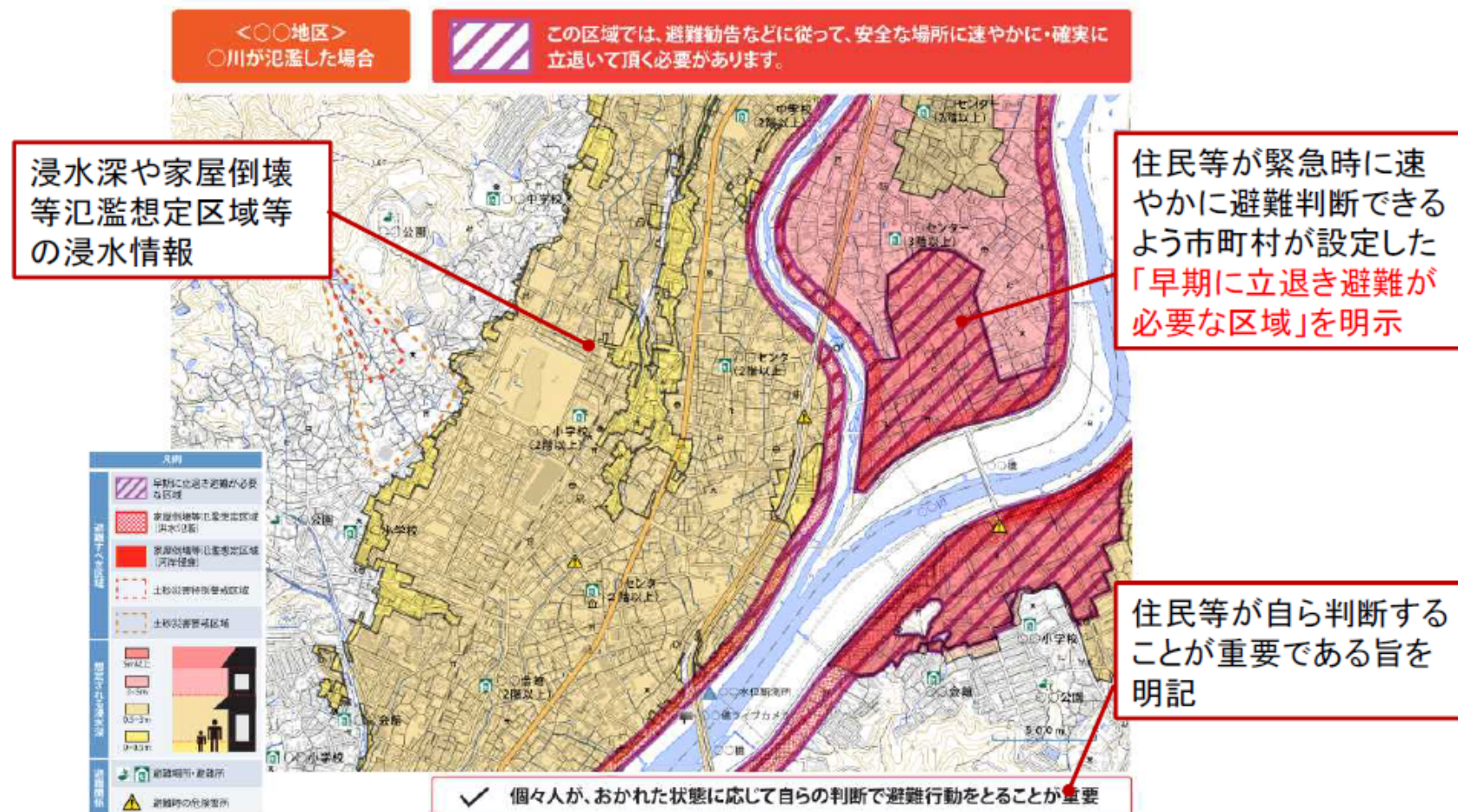


3. 想定最大規模降雨による浸水想定区域図

- 想定最大規模の浸水想定区域図をもとに、市町村において洪水ハザードマップを作成する場合は、早期立ち退きが必要な区域を設定し、ハザードマップに表示することになります。

【早期立ち退き避難が必要な区域】

生命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域などを、市町村において早期の立ち退き避難が必要な区域として設定し、ハザードマップに表示しています



※この浸水想定区域は、イメージであり、実在のものとは異なります。

3. 想定最大規模降雨による浸水想定区域図

- 五所川原市内を流れる河川では、一級河川岩木川水系(国土交通大臣管理区間および県管理区間)において、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表または今後公表していきます。

【想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表状況】

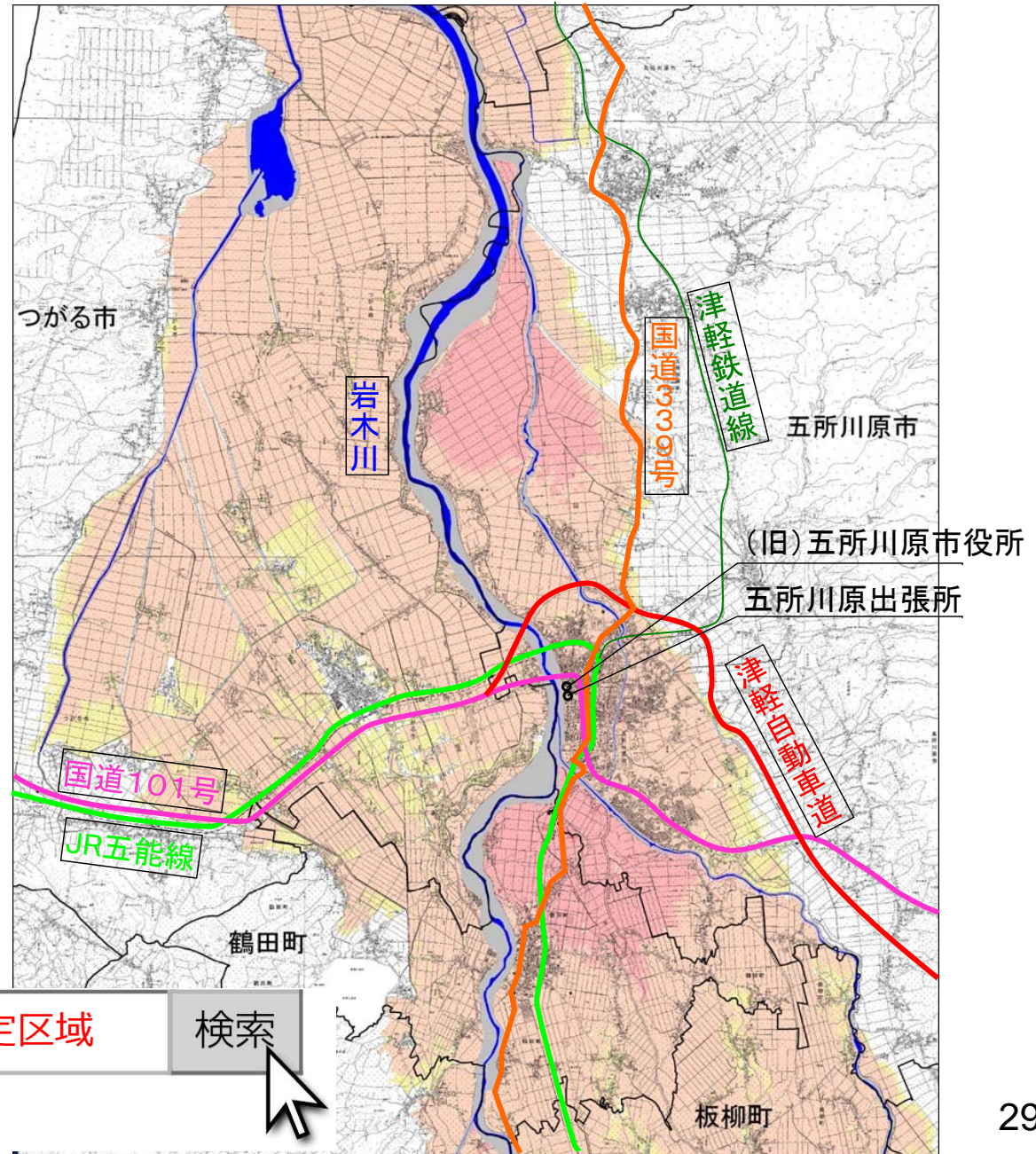
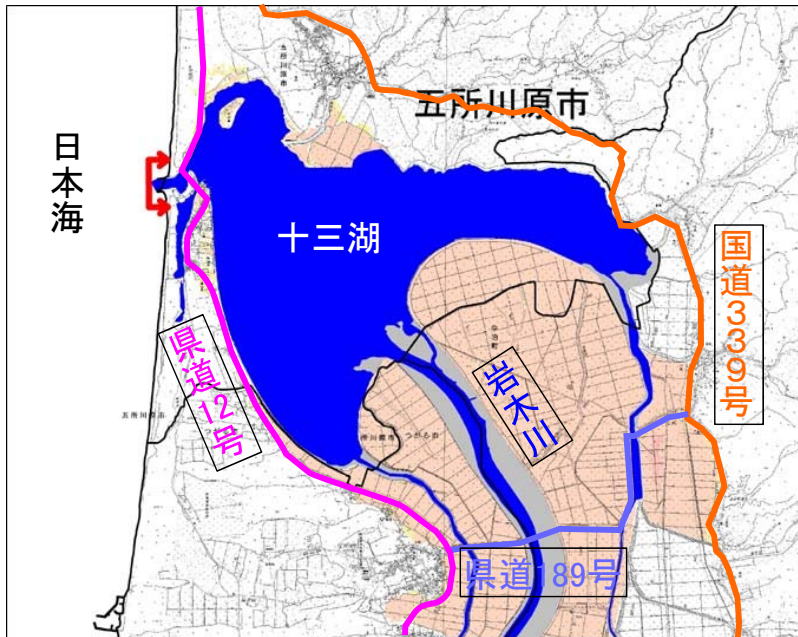
管轄	水系	河川名	公表年月
一級河川 (国土交通大臣管理区間)	岩木川	岩木川	H29年1月
一級河川 (県管理区間) ※国土交通大臣指定区間		十川、旧十川、松野木川 金木川	未公表

岩木川 洪水浸水想定区域

3. 想定最大規模降雨による浸水想定区域図

● 岩木川(国土交通省管理区間)の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図(範囲及び浸水深)

岩木川水系岩木川、旧大蜂川、平川、土淵川及び浅瀬石川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

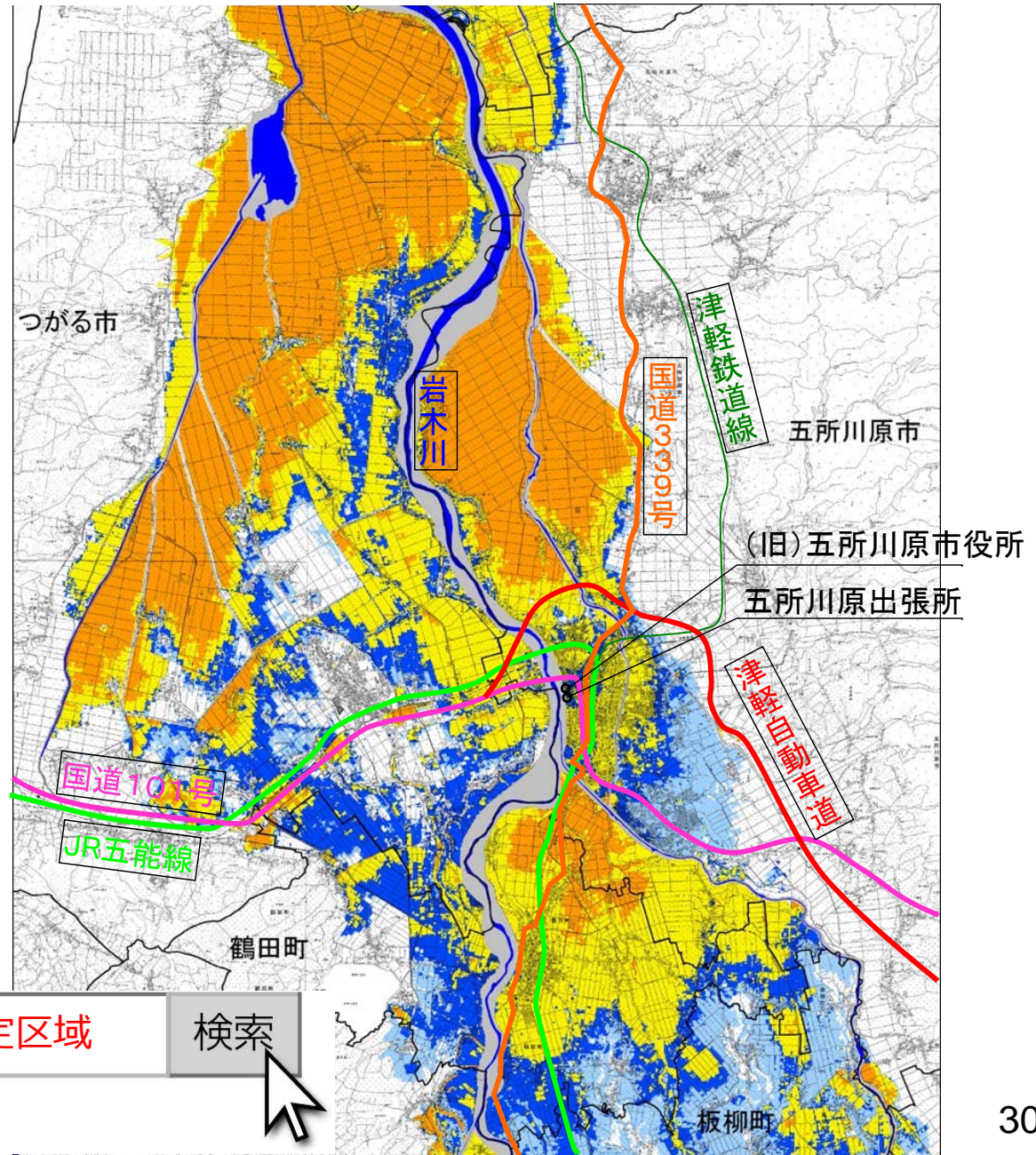
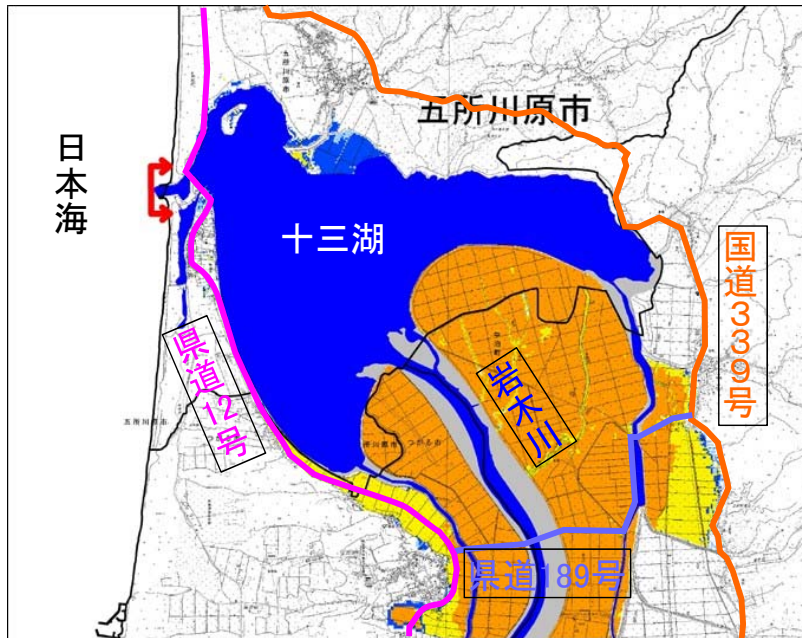


岩木川 洪水浸水想定区域

3. 想定最大規模降雨による浸水想定区域図

● 岩木川(国土交通省管理区間)の想定最大規模降雨による氾濫特性(浸水継続時間)

岩木川水系岩木川、旧大蜂川、平川、土淵川及び浅瀬石川 洪水浸水想定区域【浸水継続時間(想定最大規模)】



凡例

浸水継続時間(ランク別)

- ~12時間
- ~24時間(1日間)
- ~72時間(3日間)
- ~168時間(1週間)

市町村境界

河川等範囲

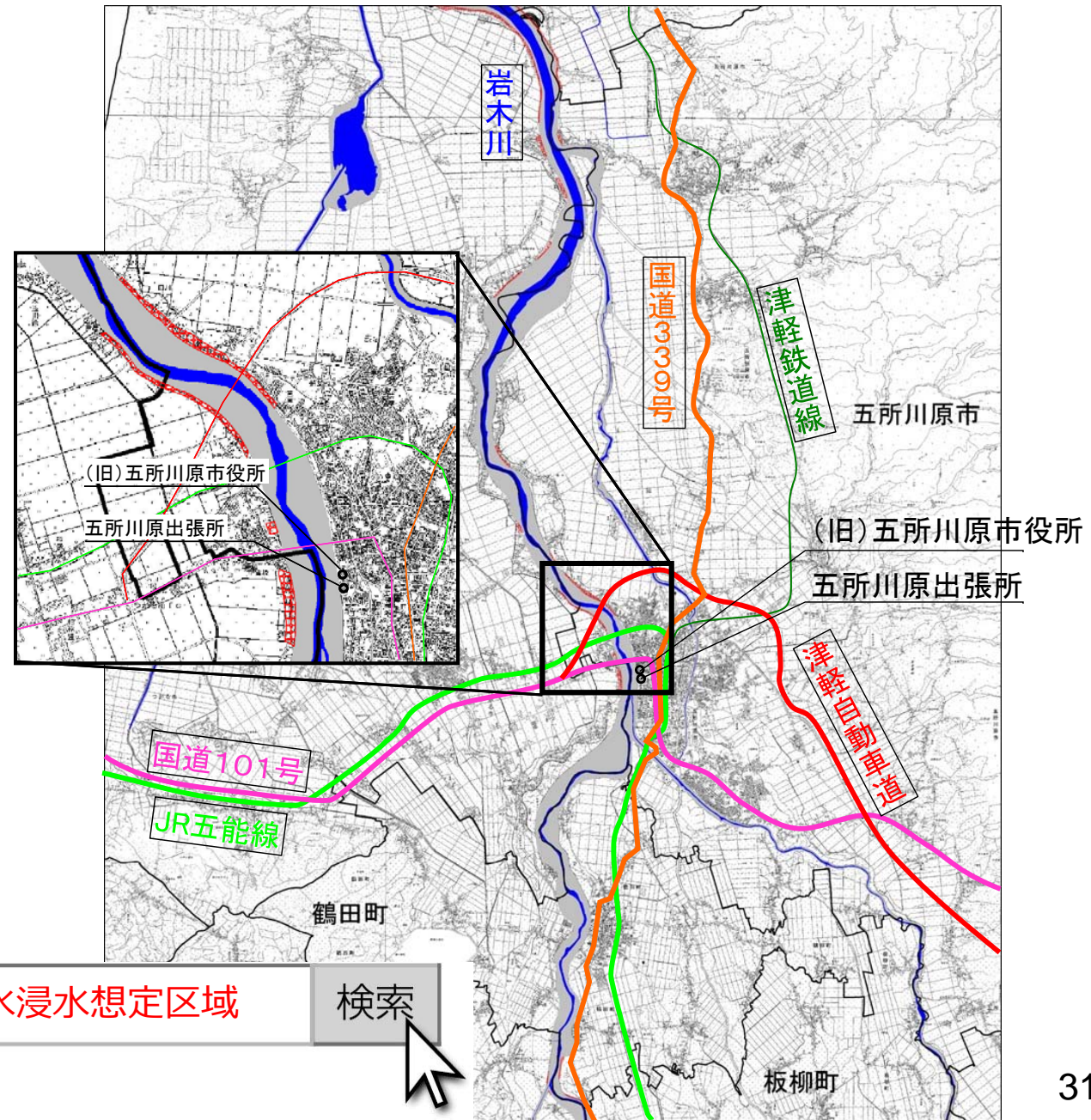
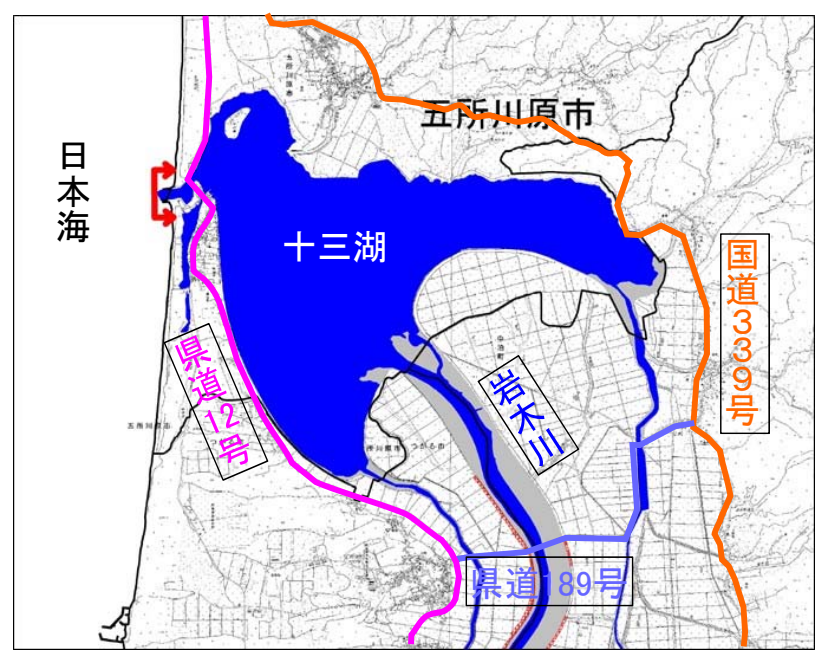
浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川・水位周知河川

岩木川 洪水浸水想定区域

3. 想定最大規模降雨による浸水想定区域図

● 岩木川(直轄河川区間)の想定最大規模降雨による氾濫特性(家屋倒壊等氾濫想定区域:氾濫流・河岸侵食)

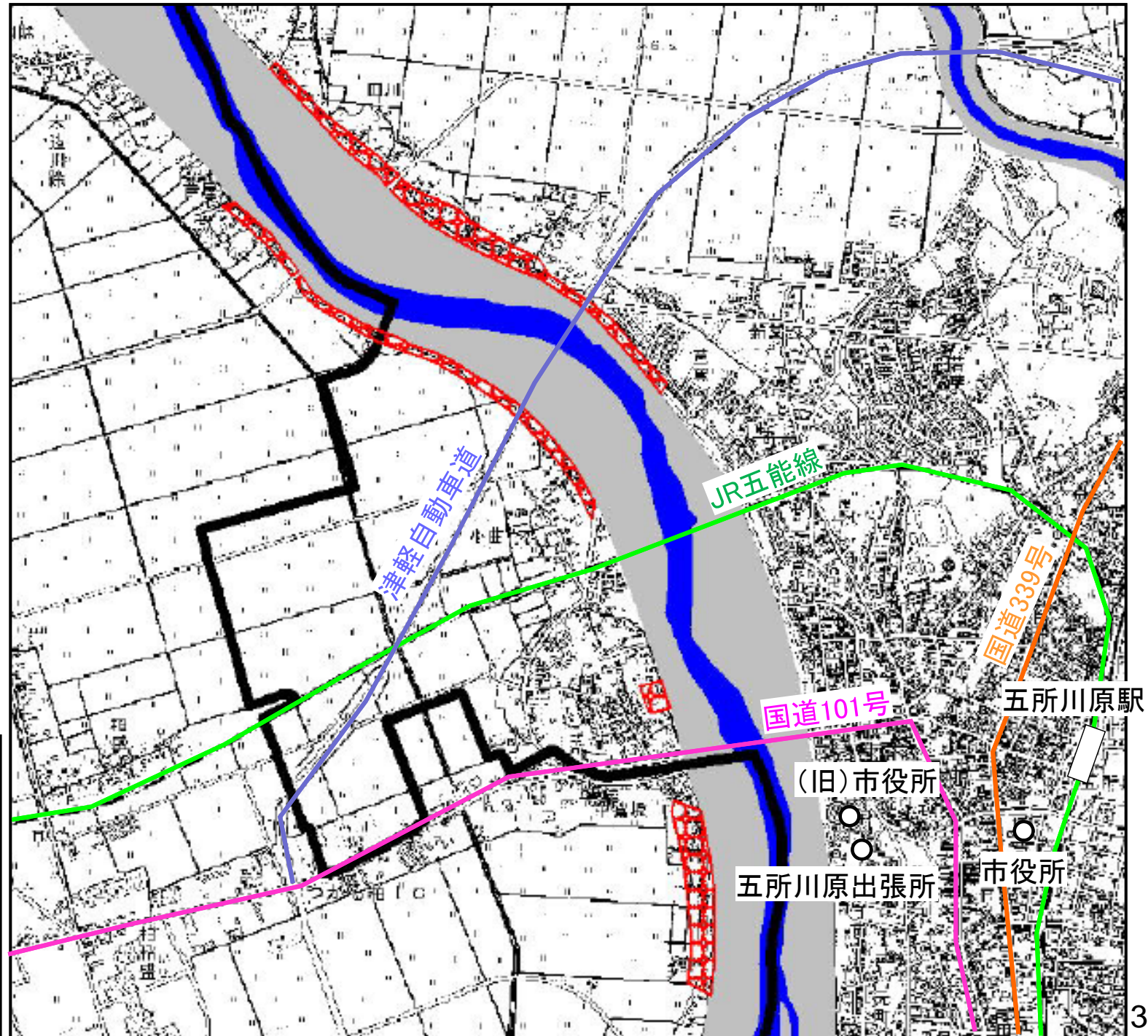
岩木川水系岩木川、旧大蜂川、平川、土淵川及び浅瀬石川 洪水浸水想定区域【家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)(想定最大規模)】







凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)
- 市町村境界
- 河川等範囲
- 浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川・水位周知河川

3. 想定最大規模降雨による浸水想定区域図



凡例

-  家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)
-  市町村境界
-  河川等範囲
-  浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川・水位周知河川

地域の水害危険性の確認方法について

- ①避難経路図の作成方法
- ②国土交通省ハザードマップポータルサイトの使い方の説明
- ③「浸水ナビ」の使い方
- ④「青森県河川砂防情報提供システム」の使い方

講習会事務局(八千代エンジニアリング(株))

1.【別紙1】避難経路図

■施設利用者の命を守るための安全な避難場所、避難経路を決定します。

事例集p15



作成のポイント！

- 施設周辺の浸水危険性を決定する。
- 安全な避難場所を決定する。
(避難場所・避難経路)

作成の手順

- ①洪水ハザードマップを用意する。
(以下「マップ」という)
- ②マップ上の施設をさがす(●をつける)。
- ③施設周辺の水深を確認する。
- ④安全な避難場所を確認する。
- ⑤避難場所までの避難経路に色を塗る。

1.【別紙1】避難経路図

①洪水ハザードマップを用意する

作成のポイント！

- 洪水ハザードマップを用意する。(五所川原市ホームページから印刷)
- 手書きで作成するか、パソコンで作成するかを決める。

手書きで作成

- 五所川原市から配布されたハザードマップをお持ちの方はマップを用意する。
- ハザードマップをカラーコピーする。

パソコンで作成

- パソコン・プリンターを使用する方は、「国土交通省ハザードマップポータルサイト」を活用して、洪水ハザードマップの情報を入手する。
- 「重ねるハザードマップ」の「場所を入力」に施設の住所を入力する。

1.【別紙1】避難経路図

手書きで作成する場合

②マップ上の施設をさがす(●をつける)

- マップ上に施設の場所を記入し、施設周辺の浸水深を確認する。



1.【別紙1】避難経路図

③施設周辺の水深を確認する

- 施設の水深を確認する。
 - 👉 建物のどの高さまで浸水しますか？
- 施設周辺の水深も確認する。
 - 👉 施設周辺がどのくらい浸水しますか？

☑️施設周辺で想定される浸水深は？

(2.0m～5.0m未満) m



☑️施設はどのくらい浸水するイメージになりますか？

施設は大丈夫？



0.5m～3.0mの浸水では…



1階軒下まで浸水

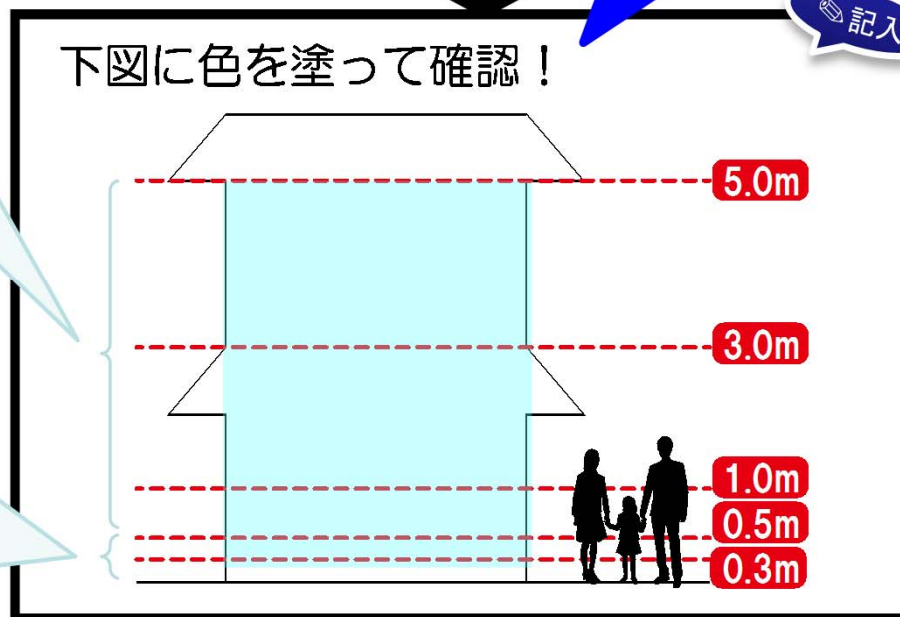
ドアが開かない

0.5m以下の浸水では…

1階床下が浸水

歩行困難

下図に色を塗って確認！



1.【別紙1】避難経路図

④ 安全な避難場所をさがす

- 浸水想定区域外にある安全な避難場所を複数さがす。
- 浸水想定区域内の避難場所は浸水被害により水没する可能性があります。安全な場所であることを確認する。

名称	想定浸水深	構造	階数
避難所 ●●● 中学校	<input checked="" type="checkbox"/> 浸水しない <input type="checkbox"/> 浸水深 () m	<input type="checkbox"/> 木造 <input checked="" type="checkbox"/> 非木造	<input type="checkbox"/> 平屋 <input checked="" type="checkbox"/> 2階建て以上
避難場所 ●● 地区集会所	<input checked="" type="checkbox"/> 浸水しない <input type="checkbox"/> 浸水深 () m	<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 非木造	<input checked="" type="checkbox"/> 平屋 <input type="checkbox"/> 2階建て以上
屋内安全確保			

避難先の安全性が確保されているかチェックしよう。

- ☑️ チェック
- ハザードマップなどで浸水が想定されていない
 - 避難者全員が収容できる十分な広さがある
 - 避難経路上に、浸水危険箇所や土砂災害危険箇所は存在しない。

作成のポイント!

避難所の位置をマップ上で確認する。



1.【別紙1】避難経路図

手書きで作成する場合

⑤ 避難場所までの避難経路を着色する

- 国土地理院HPからダウンロードした図面や洪水ハザードマップのカラーコピー、市販の地図等を使用して、手書きで「避難経路図」を作成する。

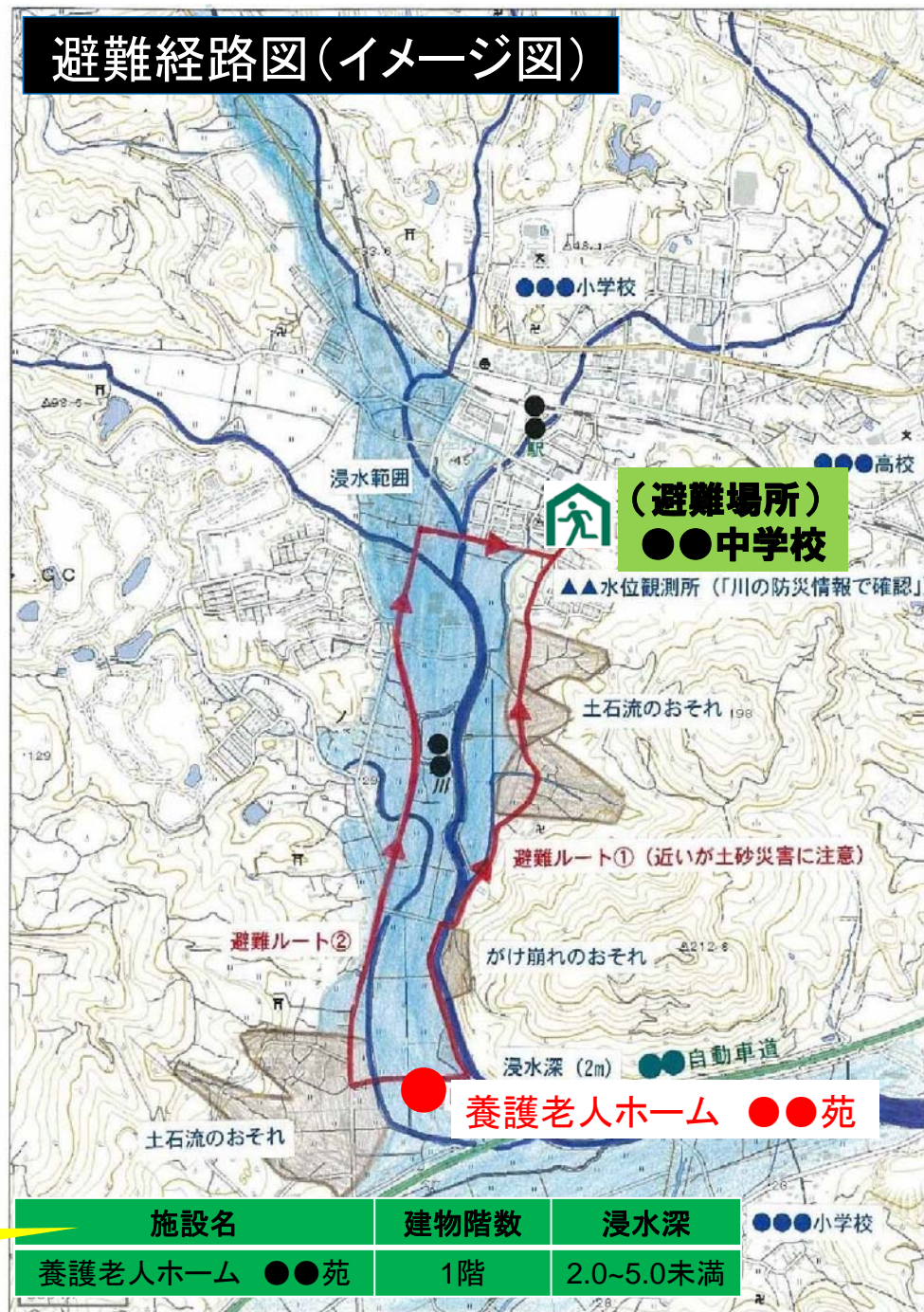
作成のポイント！

きれいな地図をつくる必要はありません。

- ・どこが危険で
- ・どこをかって
(避難経路は複数が望ましい)
- ・どこに避難すればよいか

みんながわかる地図が一番です。

避難経路図(イメージ図)



避難経路図には“施設名”、“建物階数”、“浸水深”を記入してください。

2.【別紙1】避難経路図

パソコンで作成する場合

①「国土交通省ハザードマップポータル」を検索する。

ハザードマップポータル

検索

②「重ねるハザードマップ」で施設の所在地を入力する。

国土交通省ハザードマップポータルサイト
～身のまわりの災害リスクを調べる～

使い方 利用規約 問い合わせ 関連情報

新着情報 2018年6月8日 スマホで簡単確認！身近な河川どれくらい浸水するの？～梅雨や台風に備え、想定最大規模の洪水浸水想定区域が簡単に確認できるようになりました～

重ねるハザードマップ
～災害リスク情報などを地図に重ねて表示～

洪水・土砂災害・津波のリスク情報、道路防災情報、土地の特徴・成り立ちなどを地図や写真に自由に重ねて表示できます。

地図を見る

場所を入力
五所川原市 ●●

表示する情報を選ぶ

洪水 (想定最大規模) 土砂災害 津波

洪水 (計画規模) はこちら

※洪水 (想定最大規模)：国管理河川1445河川を掲載
※洪水 (計画規模)：国管理河川・都道府県管理河川1765河川を掲載
※浸水深の凡例の違いについて

施設の所在地を入力したら 検索ボタンを押す。

③「洪水」を選択する。

選択中の情報

災害種別で選択

洪水 土砂災害 津波

(想定最大規模)

※浸水深の凡例の違いについて

すべての情報から選択

全表示 全非表示 全削除

表示中の情報はありません

検索結果:1件中1件表示 協力:東大CSIS

都道府県 市区町村

青森県五所川原市布屋町
青森県五所川原市

雑田

五所川原駅

五所川原大橋

※地名検索は大字までしか対応していない。

2.【別紙1】避難経路図

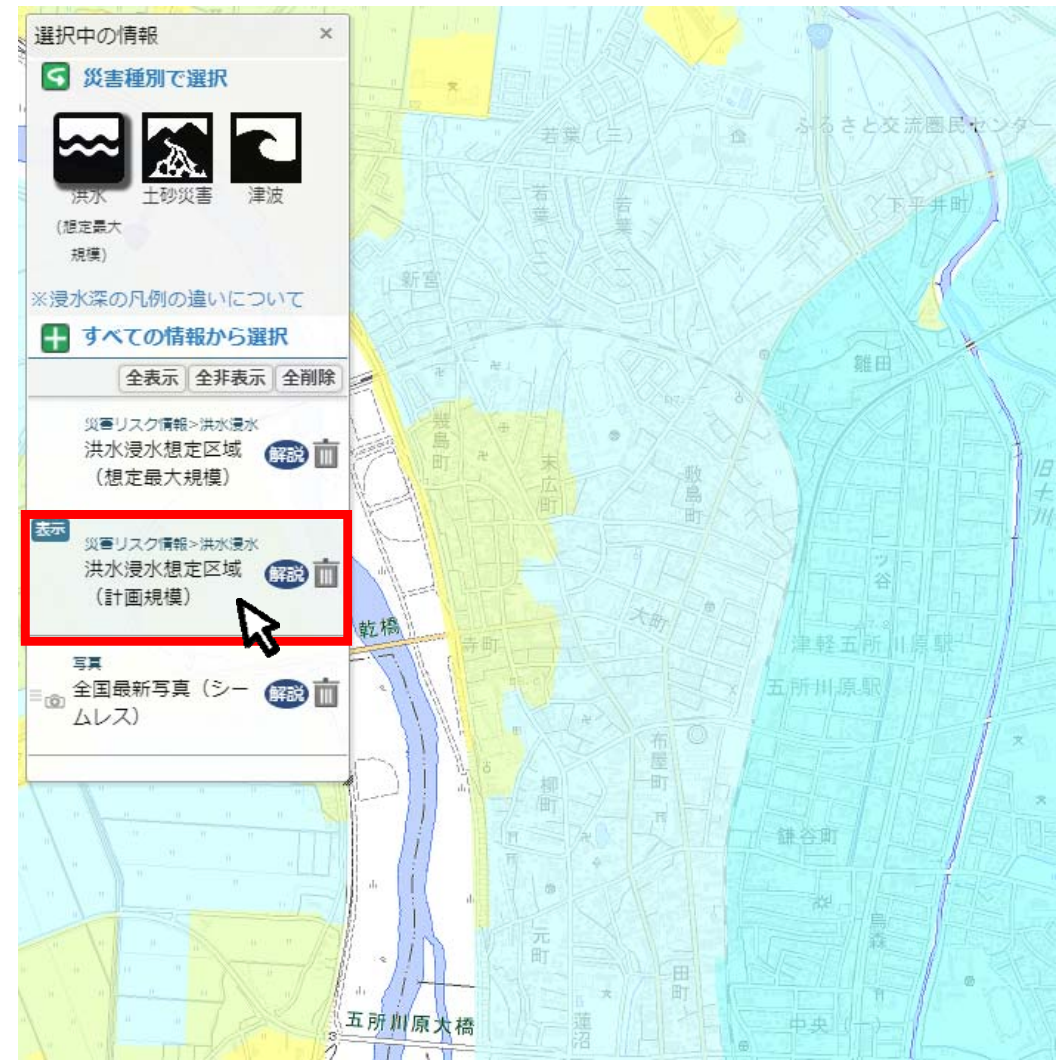
パソコンで作成する場合

1,000年に1度程度の大雨

100年に1度程度の大雨

④「洪水浸水想定区域(想定最大規模)」をクリックして、表示を消す。

⑤「洪水浸水想定区域(計画規模)」をクリックして表示させる。



※「洪水浸水想定区域(想定最大規模)」は、十川、松野木川、金木川等の中小河川による氾濫を反映していないため、当面の間は「洪水浸水想定区域(計画規模)」の浸水深を活用する。

2.【別紙1】避難経路図

パソコンで作成する場合

- ⑥地図上で施設の場所をクリックすると、「浸水深」が表示される。

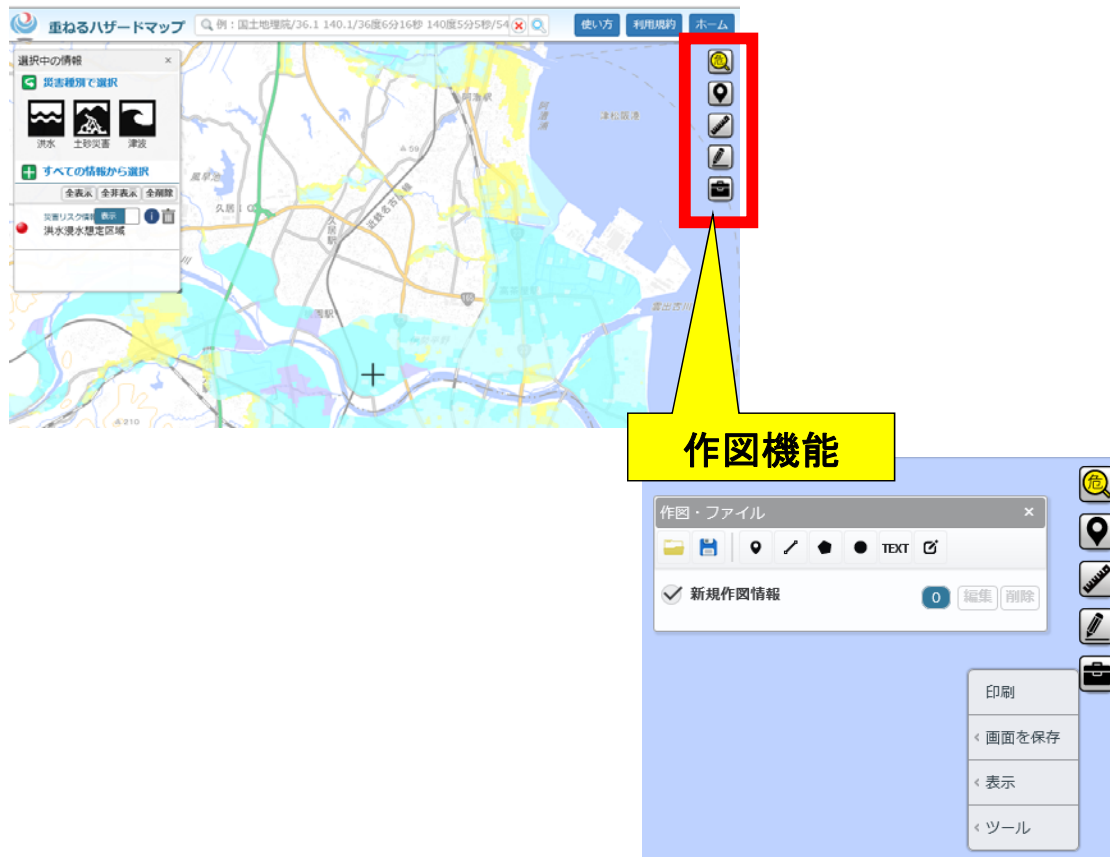


この「浸水深」をもとにして
避難確保計画を作成する。

自施設の場所を探して、クリックする！

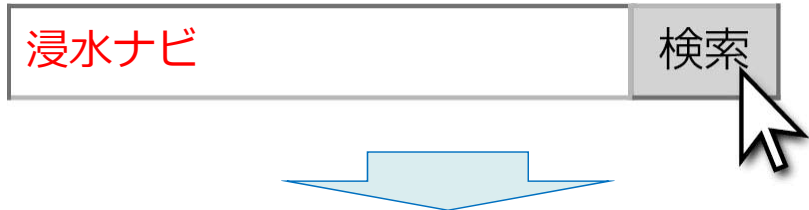
⑦ 避難場所までの避難経路を設定する

- 重ねるハザードマップの作図機能を活用し、避難経路を着色する。(距離も計測できる)
- 避難所の選択については、別途、市のハザードマップを確認する。
- 作成した地図を印刷してください。または画像データとして保存し、様式(別紙1)に添付する。



3. 地域の水害危険性の確認 ～「浸水ナビ」の使い方①

①「浸水ナビ」を検索する。



②「地点別浸水趣味レーション検索システムを見る」をクリックする。



「地点別浸水シミュレーション検索システム」(浸水ナビ)は、浸水想定区域図を電子地図上に表示するシステムです。

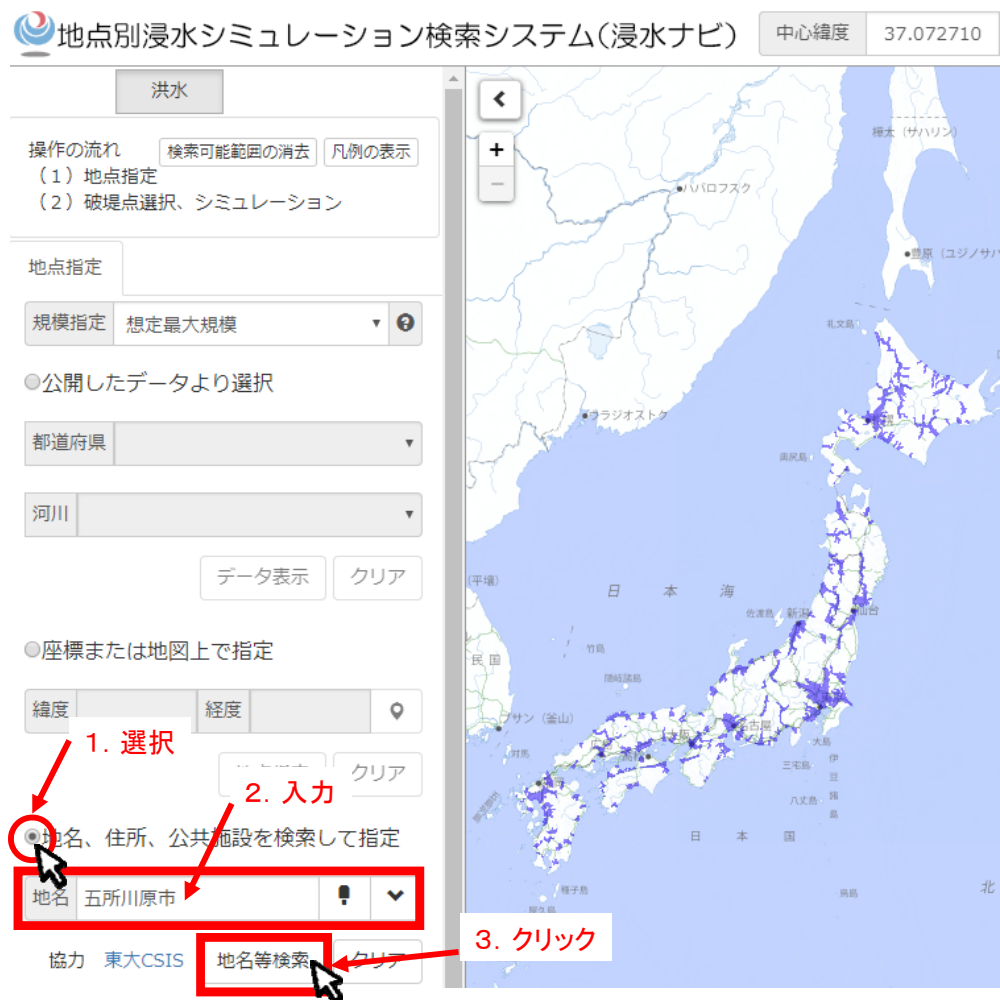
「地点別浸水シミュレーション検索システム」

現在、浸水シミュレーションデータ収集中につき一部の地域のデータのみ検索可能です。
今後、順次拡大していきます。現在検索可能な河川は [コチラをご覧ください。](#)



地点別浸水シミュレーション検索システム を見る

③「地名、住所、公共施設を検索して指定」を選択し、「五所川原市」と入力の上、「地名等検索」をクリックする。



3. 地域の水害危険性の確認 ～「浸水ナビ」の使い方②

④「検索結果」を選択する。

地点別浸水シミュレーション検索システム(浸水ナビ) 中心緯度 38.539573 経度 145.305176 移動 度分秒

洪水

操作の流れ
(1) 地点指定
(2) 破堤点選択、シミュレーション

地点指定

規模指定 想定最大規模

公開したデータより選択

都道府県

河川

データ表示 クリア

座標または地図上で指定

緯度 経度

地点指定 クリア

地名、住所、公共施設を検索して指定

地名 五所川原市

協力 東大CSIS 地名等検索 クリア

検索結果

- 東日本旅客鉄道/五能線/五所川原
- 五所川原市役所

「五所川原市」で検索すると、検索結果に、五所川原駅と五所川原市役所が出てきますので、どちらかを選択する。

⑤地図上に表示された破堤点(青丸または赤丸)をクリックする。

地点別浸水シミュレーション検索システム(浸水ナビ) 中心緯度 40.810334 経度 140.482006 移動 度分秒

洪水

操作の流れ
(1) 地点指定
(2) 破堤点選択、シミュレーション

地点指定 破堤点選択

破堤点リストまたは地図上の破堤点を選択してください。選択した破堤点が破堤した場合のシミュレーションが表示されます。

破堤点リスト 重複表示

破堤点番号	河川区域名	河口からの距離
<input type="checkbox"/> BP236	岩木川	岩木川25.0k右岸破
<input type="checkbox"/> BP237	岩木川	岩木川25.8k左岸破
<input type="checkbox"/> BP238	岩木川	岩木川25.8k右岸破
<input type="checkbox"/> BP239	岩木川	岩木川26.0k左岸破
<input type="checkbox"/> BP240	岩木川	岩木川26.0k右岸破
<input type="checkbox"/> BP241	岩木川	岩木川26.2k左岸破
<input type="checkbox"/> BP242	岩木川	岩木川26.2k右岸破
<input type="checkbox"/> BP243	岩木川	岩木川26.4k左岸破
<input type="checkbox"/> BP244	岩木川	岩木川26.4k右岸破

ベクトルタイル表示

なし 氾濫到達時間 浸水継続時間

透過率: 50%

※破堤点とは、堤防が決壊することが想定されている場所です。

(堤防がどこで決壊するか分からないため、いろいろな破堤点を想定してシミュレーションをしています。)

3. 地域の水害危険性の確認 ～「浸水ナビ」の使い方③

⑥「アニメーション」を選択して、「開始」をクリックする。

地点別浸水シミュレーション検索システム(浸水ナビ) 中心緯度 40.810334 経度 140.474453

洪水

操作の流れ
(1) 地点指定
(2) 破堤点選択、シミュレーション

地点指定 破堤点選択

破堤点リスト

破堤点番号	河川区域名	河口からの距離
<input type="checkbox"/> BP242	岩木川	岩木川26.2k右岸破
<input type="checkbox"/> BP243	岩木川	岩木川26.4k左岸破
<input type="checkbox"/> BP244	岩木川	岩木川26.4k右岸破
<input type="checkbox"/> BP245	岩木川	岩木川26.6k左岸破
<input checked="" type="checkbox"/> BP246	岩木川	岩木川26.6k右岸破
<input type="checkbox"/> BP247	岩木川	岩木川26.8k左岸破
<input type="checkbox"/> BP248	岩木川	岩木川26.8k右岸破
<input type="checkbox"/> BP249	岩木川	岩木川27.0k左岸破
<input type="checkbox"/> BP250	岩木川	岩木川27.0k右岸破

⑦選択した破堤点で堤防が決壊した場合の、浸水の広がり方が表示される。

地点別浸水シミュレーション検索システム(浸水ナビ) 中心緯度 40.800589 経度 140.488701 移動 度分秒

洪水

操作の流れ
(1) 地点指定
(2) 破堤点選択、シミュレーション

地点指定 破堤点選択

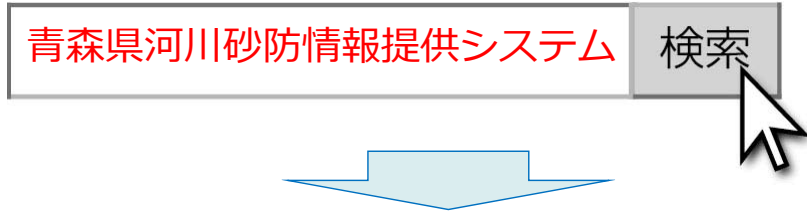
破堤点リスト

破堤点番号	河川区域名	河口からの距離
<input type="checkbox"/> BP242	岩木川	岩木川26.2k右岸破
<input type="checkbox"/> BP243	岩木川	岩木川26.4k左岸破
<input type="checkbox"/> BP244	岩木川	岩木川26.4k右岸破
<input type="checkbox"/> BP245	岩木川	岩木川26.6k左岸破
<input checked="" type="checkbox"/> BP246	岩木川	岩木川26.6k右岸破
<input type="checkbox"/> BP247	岩木川	岩木川26.8k左岸破
<input type="checkbox"/> BP248	岩木川	岩木川26.8k右岸破
<input type="checkbox"/> BP249	岩木川	岩木川27.0k左岸破
<input type="checkbox"/> BP250	岩木川	岩木川27.0k右岸破

洪水ハザードマップは、これらの破堤点における浸水範囲・浸水深の最大の浸水深を重ねあわせた図である。
堤防の決壊から、何分・何時間で自分の施設が浸水するか確認し、浸水が始まるまでに逃げられるように備えをしておくことが重要である。

4. 雨量情報や水位情報の確認 ~「青森県河川砂防情報提供システム」の使い方①~

①「青森県河川砂防情報提供システム」を検索する。



②「雨量情報」をクリックする。

青森県河川砂防情報提供システム

重要な情報

観測情報	1時間あたりの雨量が20mm以上の地点	なし
	降りはじめからの雨量が80mm以上の地点	なし
	警戒基準に達した河川	なし
	洪水調節中のダム	なし
発表情報	洪水予報	発表なし
	氾濫警戒情報	発表なし
	水防警報	発表なし

気象警報・注意報 09月04日10時27分発表 [詳細はこちら\(気象庁\)](#)

東青津軽	雷	強風	波浪	高潮	濃霧
北五津軽	雷	強風	波浪	高潮	濃霧
西津軽	雷	強風	波浪	高潮	濃霧
中南津軽	雷	強風	濃霧		
下北	雷	強風	波浪	高潮	濃霧
三八	雷	強風	波浪	高潮	濃霧
上北	雷	強風	波浪	高潮	濃霧

お知らせ

機器更新等に伴う欠測のお知らせ(下北地域県民局) (2018.08.27)

「洪水お知らせメール」をリニューアルしました! (2016.03.01)

南即町ライブカメラをご利用ください! (2015.06.05)

洪水予報、水防警報、はん濫警戒情報の発表について (2011.07.01)

このページについて
青森県と国土交通省が観測した青森県域の雨量・水位情報、河川の状況等をリアルタイムで提供するものです。
ご利用における注意事項
この情報は、無人観測所から送られてくるデータを観測後直ちにお知らせする目的で作られています。
そのため、観測機器の故障や通信異常等による異常値がそのまま表示されてしまう可能性があります。利用の際にはご注意ください。
提供: 青森県 国土整備部 河川砂防課 電話: 017-734-9662 FAX: 017-734-8191

③地域選択で「西北地域」をクリックする。

青森県河川砂防情報提供システム

表示時刻設定: [最新の情報に更新](#) | [前時刻](#) | [次時刻](#) | 2018年09月

データ種別 | 雨量 | 水位 | ダム | 表示形式 | 状況図 | 現況表 | 二覧表 | 地域選択: 全県

雨量状況図(全県) 2018年09月04日15時10分 現在
アイコンをクリックするとグラフを表示します

凡例【累加雨量】

- 80mm ~
- 50mm ~
- 20mm ~
- 1mm ~
- ◆ 降雨なし
- ✖ 欠測/無効/閉局/保守

4. 雨量情報や水位情報の確認

～「青森県河川砂防情報提供システム」の使い方②

④自分の施設近くの雨量観測点をクリックする。

青森県河川砂防情報提供システム

表示時刻設定: 最新の情報に更新 | 前時刻 | 次時刻 | 2018年09月

データ種別 | 雨量 | 水位 | タム |

表示形式 | 状況図 | 現況表 | 二覧表 |

地域選択: 西北地域県民局

雨量状況図 (西北地域県民局) 2018年09月04日15時10分 現在

アイコンをクリックするとグラフを表示します。 局名表示: [時間雨量] [累加雨量]

全県表示へ

地域選択

全県

凡例【累加雨量】

- 80mm ~
- 50mm ~
- 20mm ~
- 1mm ~
- 降雨なし
- 欠測/無効/閉局/保守

⑤選択した観測点の雨量情報が表示される。

雨量情報:五所川原県整 最新の状態に更新 | 前日 | 次日 | 2018年09月04日 表示

局名		河川名	
五所川原県整		岩木川	
所在地		所轄	
五所川原市栄町		西北地域県民局	

10分雨量 | 60分雨量 | 時間雨量

2018年09月03日						2018年09月04日					
時	時間	累加	時	時間	累加	時	時間	累加	時	時間	累加
00	0	0	12	0	0	00	0	5	12	0	0
01	0	0	13	0	0	01	0	0	13	0	0
02	0	0	14	0	0	02	0	0	14	0	0
03	0	0	15	0	0	03	0	0	15		
04	0	0	16	0	0	04	0	0	16		
05	0	0	17	4	4	05	0	0	17		
06	0	0	18	1	5	06	0	0	18		
07	0	0	19	0	5	07	0	0	19		
08	0	0	20	0	5	08	0	0	20		
09	0	0	21	0	5	09	0	0	21		
10	0	0	22	0	5	10	0	0	22		
11	0	0	23	0	5	11	0	0	23		

凡例

時間

- 1mm~9mm
- 10mm~19mm
- 20mm~29mm
- 30mm以上

累加

- 1mm~19mm
- 20mm~49mm
- 50mm~79mm
- 80mm以上

*** 欠測

凡例

- 時間雨量[mm]
- 累加雨量[mm]

雨量が多いときには、浸水や土砂災害が発生するおそれがあるので警戒する。

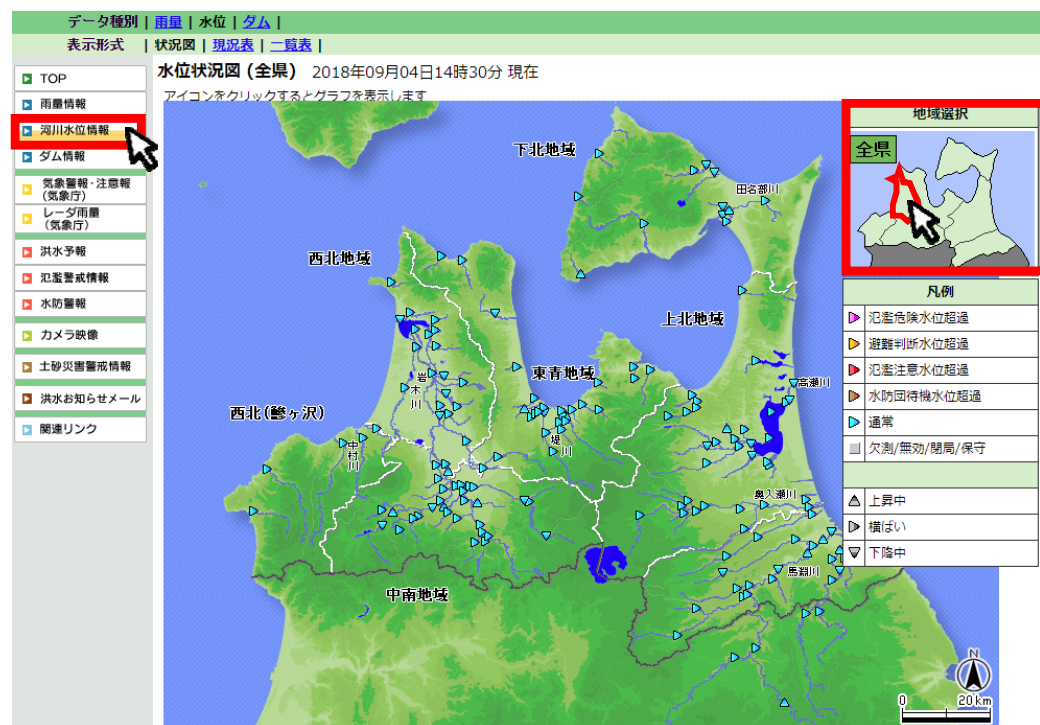
4. 雨量情報や水位情報の確認

～「青森県河川砂防情報提供システム」の使い方③

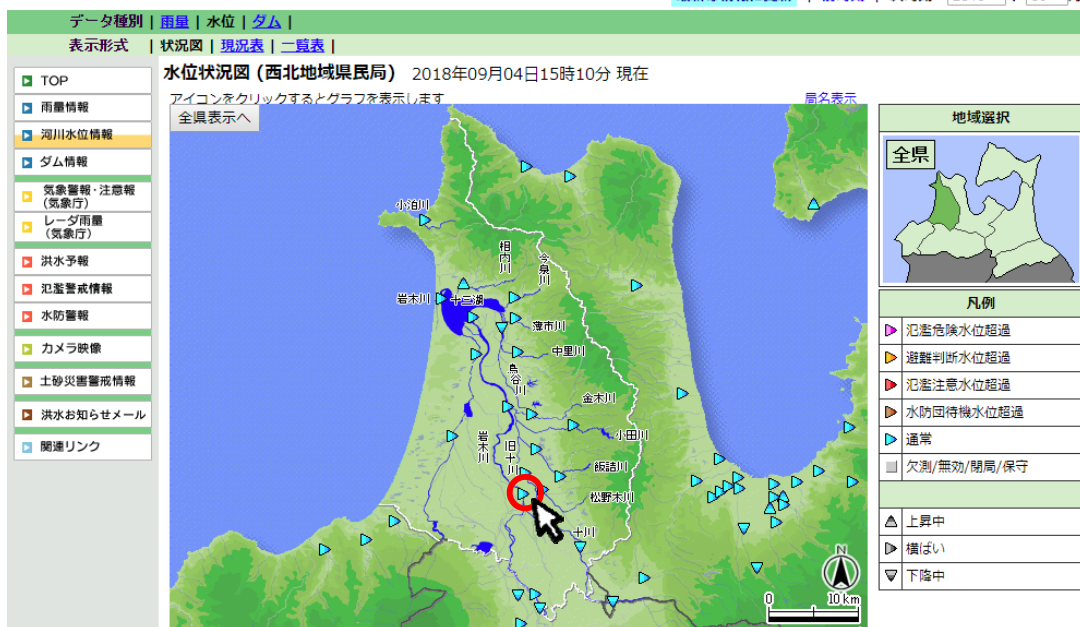
⑥「河川水位情報」をクリックし、地域選択で「西北地域」をクリックする。

⑦自施設近くまたは上流の水位観測点をクリックする。

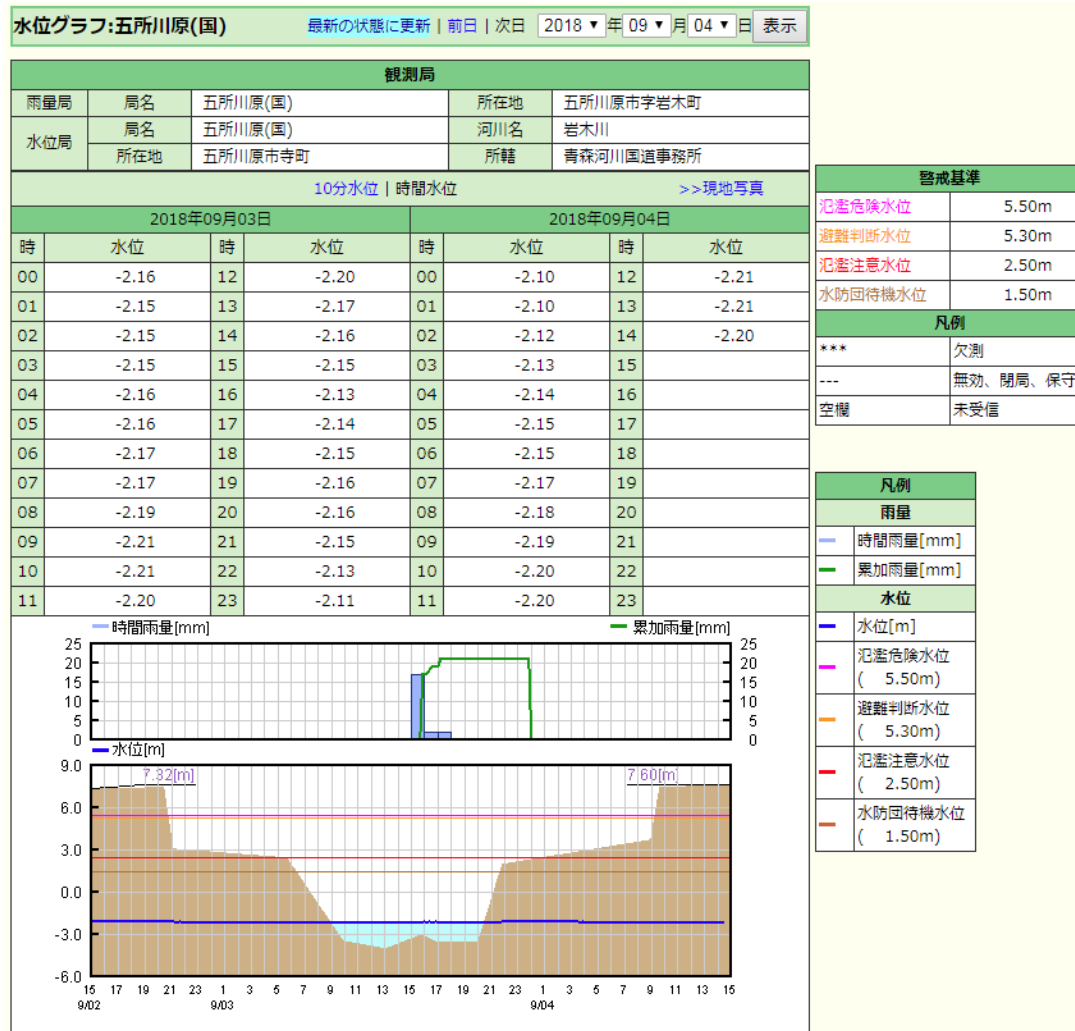
青森県河川砂防情報提供システム



青森県河川砂防情報提供システム



⑧ 選択した観測点の水位情報が表示される。



水位が上昇し、「避難判断水位」に達したときには、避難準備・高齢者等避難開始が発令される可能性がある。

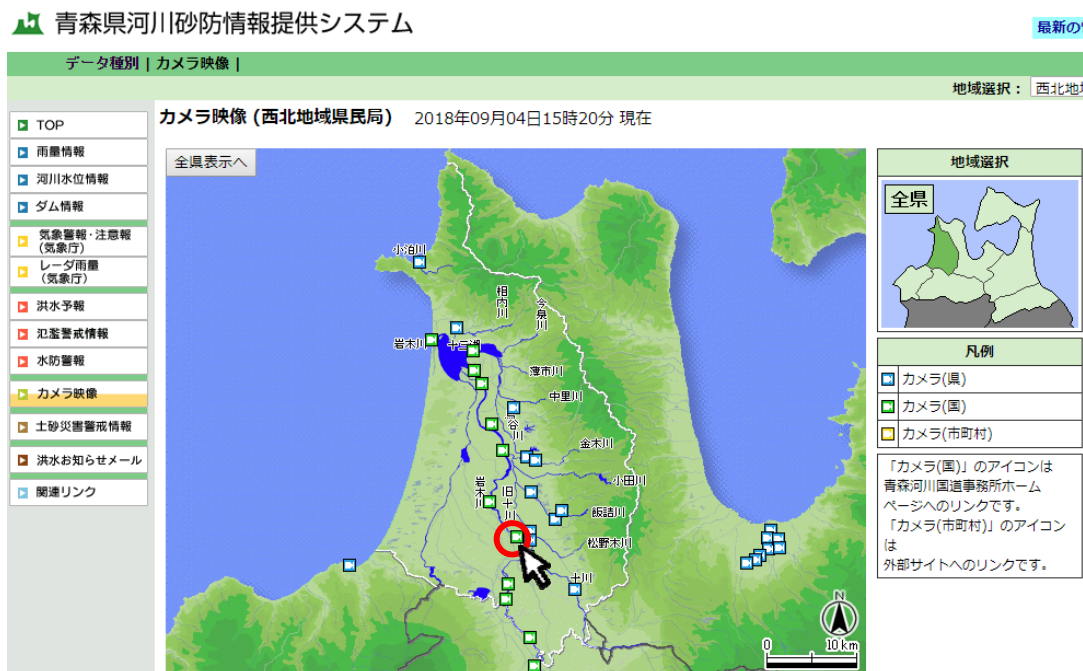
4. 雨量情報や水位情報の確認

～「青森県河川砂防情報提供システム」の使い方⑤

⑨「カメラ映像」をクリックし、地域選択で「西北地域」をクリックする。



⑩自施設近くまたは上流のカメラ地点をクリックする。



⑪ライブカメラ画像が表示される。

ライブカメラで、近隣の浸水状況や上流の川の状態等を確認し、異変を察知したら速やかに避難することが重要である。



避難確保計画の作成方法について

五所川原市役所

1. 過去の水害の振り返り

●平成28年 台風10号による岩手県岩泉町小本川の被害概要 (平成28年9月16日時点)

○ 岩手県岩泉町の小本川と支川清水川において、溢水、越水、決壊により広範囲で浸水が発生しました。
 ○ この洪水によりこれまでに、浸水面積242ha、床上浸水118戸、床下浸水39戸の甚大な浸水被害が生じるとともに、**小本川沿川の高齢者福祉施設では、9名の死亡が確認されました。**

流木堆積状況



⑤ H28. 9. 1撮影

浸水解消後の流木等散乱状況



④ 被災水位痕跡 H28. 9. 1撮影

流入した土砂による車の埋没状況



③ 被災水位痕跡 H28. 9. 1撮影

雨量データ(岩泉)



最大時間雨量 66mm
最大24時間雨量 211mm

小本川水位データ(赤鹿)



最高水位 6.61m
堤防高4.87m
氾濫注意水位2.5m

8月30日



家屋・田畑浸水区 (Blue shaded area)
洪水範囲 (Blue dashed line)

赤鹿水位観測所
岩泉町役場
高齢者グループホーム「楽ん楽ん」
道の駅「いわいずみ」
堤防決壊箇所

⑦ 道路上に堆積した土砂、塵芥の撤去状況



⑦ H28. 9. 1撮影

⑥ 浸水解消後の車の散乱状況



⑥ H28. 9. 1撮影

② 浸水解消後の流入土砂堆積状況



② 被災水位痕跡 H28. 9. 1撮影

① 堤防決壊状況



① 堤防決壊箇所 H28. 9. 3撮影

1. 過去の水害の振り返り

●平成28年 岩泉町の高齢者グループホームの被害に関する主な動き

【施設管理者】: 避難行動に踏み切れなかった。

- 被災した要配慮者施設では避難マニュアルがなかったため具体的な行動として何をすればよいかわからなかった。
- 『避難準備情報』の意味が、「要配慮者を避難させるための情報」であることが、施設管理者に理解されていなかった。(9:00頃に町全域に発令)
- 町からの状況報告依頼(16:40)があり、理事が町役場に向かい、16:55撮影時点では地盤面から20cmほど低い水位を報告。その時点では5年前の台風の浸水被害実績から、2時間ほど余裕があるため、避難を開始する必要はないと理事は判断。
- 施設では、急に水位が上がってきたため、管理者が利用者をベッドの上等に誘導したものの、その後、大量の水が一気に流れ込んできて、施設の1階は水没。(19:45)

【行政】

- 小本川は水位周知河川に指定されておらず、県は浸水想定区域も公表していなかった。
- 町は、避難勧告の発令基準を満たしていることを認識していたが、住民からの電話対応に追われ、町長に報告されなかった。(17:20)

出典)内閣府 避難勧告の判断・伝達マニュアルの作成ガイドラインに関する検討会(第1回)資料を一部・加筆修正

【参考資料】過去の水害の振り返り

- 被害当日の要配慮者利用施設の対応状況は下表のとおり。
- 計画作成前に、本資料を読んで、水害時の対応をイメージすることが重要です。

時刻	8月30日の主な動き	
5:19	● 盛岡地方気象台が岩泉町に大雨警報を発表	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 50px; height: 20px; background-color: #e0e0e0;"></div> 岩泉町全般、役場に関する事 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 50px; height: 20px; background-color: #f0e0e0;"></div> 被災した社会福祉施設に関する事
9:00頃	● 岩泉町が町内全域に避難準備情報を発令	
10:16	● 盛岡地方気象台が岩泉町に大雨警報に加え、洪水警報を発表	
13:30頃	● 通所に1時間以上を要する人もいることから、通所者は家に送った。	
14:00頃	● 岩泉町の防災担当者が水位を確認しながら数回に分けて本団分団長に連絡し状況を確認し、 避難勧告を発令(安家(あつか)地区の一部133世帯(小本川流域外))	
15:00頃	● 岩泉町は、総務課長以下5人が避難関連の実務を担っていたが、外部からの代表電話が総務課に繋がるようになっていたこともあり、15時頃から上流域での被害情報の電話が入り始め、その対応に追われる状況となり、対応する職員を5人から10人に増員した	
16:40頃	● 岩泉町から社会福祉施設に対して状況確認の依頼がきた。それを受け、社会福祉施設の理事自身で撮影した川のビデオ映像(16:55撮影時点では地盤面から20cmほど低い水位)を役場に見せるため、理事が町役場に向かい、小本川の状況を報告。その時点では避難を開始する必要はないと理事は判断。 5年前の台風の浸水被害実績から、2時間ほど余裕があると判断していた。	
16:47	<ul style="list-style-type: none"> ● 盛岡地方気象台次長から岩泉町総務課総務文書室長に対し電話 ● 「岩泉町では、50年に一度に相当する記録的な大雨になっている。2～3時間は強い雨が続く見込み。引き続き厳重な警戒をお願いします。」 	
17:20頃	<ul style="list-style-type: none"> ● 岩手県岩泉土木センターから岩泉町役場に電話 ● 「赤鹿水位観測所では、30日17時20分に氾濫注意水位2.50mを超過し、今後も上昇する見込みがあるので注意するように」(岩手県の水防計画においては、水防活動の参考とするため水位を通報することとしていた) ● 岩泉町は、避難勧告の発令基準を満たしていることを認識していたが、住民からの電話対応に追われ、町長に報告されなかった。 	
17:30頃	● 理事が役場から戻った。駐車場が浸水し始めていたため、車を近くの高台に上げた後に楽ん楽んの入所者をふれんどりー岩泉に避難させようと考えた。 管理者の他に3名いた楽ん楽んの日勤職員については、台風で帰宅が困難になると判断し、駐車場から車を動かすのにあわせて帰宅させた。 車を順次高台へと移動させていったが、4往復目には氾濫流にハンドルをとられ、理事は社会福祉施設に戻れなくなった。その後、社会福祉施設まで歩いて移動しようとしたが、氾濫流に飲み込まれた。	
17:30頃	● 台風第10号が岩手県大船渡市付近に上陸	
18:00頃	<ul style="list-style-type: none"> ● 18時11分に夜勤職員から楽ん楽ん管理者の携帯に、風が強いため弱まってから出勤したいという連絡があった。その後、携帯の電波も不安定になった。この夜勤職員は19時頃に風が弱まったので出勤しようとしたが、道が壊れていて出勤できなかった。 ● 楽ん楽んでは、急に水位が上がってきたため、管理者が利用者をベッドの上等に誘導したものの、その後、大量の水が一気に流れ込んできた。グループホーム管理者は、水中で身動きがとれない中、怖くてベッドから降りてきた利用者1名を抱きかかえ、柱にしがみついていた。 ● ふれんどりー岩泉には職員が8人おり、1階で浸水に気付いた職員が2階にいる職員に知らせようと建物を歩いているうちに、1階(居室なし)から2階に上がる階段の半ばまで水位が上がってきたため、2階にいた入所者を3階に避難させた。エレベータが使用できなかったため、階段により1人ずつ避難させた。避難完了は19時頃。 	
19:45頃	● 楽ん楽んの1階が水没(天井近くの時計がこの時刻で停止)	

2.避難確保計画で作成する様式

様式編 目 次

市町村に提出（様式6は自衛水防組織を設置した場合に提出）

1	計画の目的	1	} 様式 1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
	施設周辺の避難地図	2	別紙 1
4	防災体制	3	様式 2
5	情報収集・伝達	4	様式 3
6	避難誘導	5	様式 4
7	避難の確保を図るための施設の整備	6	} 様式 5
8	防災教育及び訓練の実施	6	
9	自衛水防組織の業務に関する事項	7	様式 6

個人情報等を含むため適切に管理 ※市町村への提出は不要

10	防災教育及び訓練の年間計画作成例	8	様式 7
11	施設利用者緊急連絡先一覧表	9	様式 8
12	緊急連絡網	10	様式 9
13	外部機関等への緊急連絡先一覧表	10	様式 10
14	対応別避難誘導方法一覧表	11	様式 11
15	防災体制一覧表	12	様式 12

別添	「自衛水防組織活動要領（案）」	13	} 自衛水防組織 を設置する 場合のみ作成
別表 1	「自衛水防組織の編成と任務」	14	
別表 2	「自衛水防組織装備品リスト」	14	

.....P58

.....P59 ⇒

.....P60～P64 ⇒

.....P65～P68 ⇒

.....P69 ⇒

.....P70

.....P71

.....P73～77

.....P78

.....P79

.....P79

.....P80

.....P81

.....P72

作成のポイント！

- 避難経路図をつくる
- 施設の体制をつくる
- 避難行動の開始を判断する

消防法に基づく消防計画等の地震及び火災に関する計画内容を活用することができます。

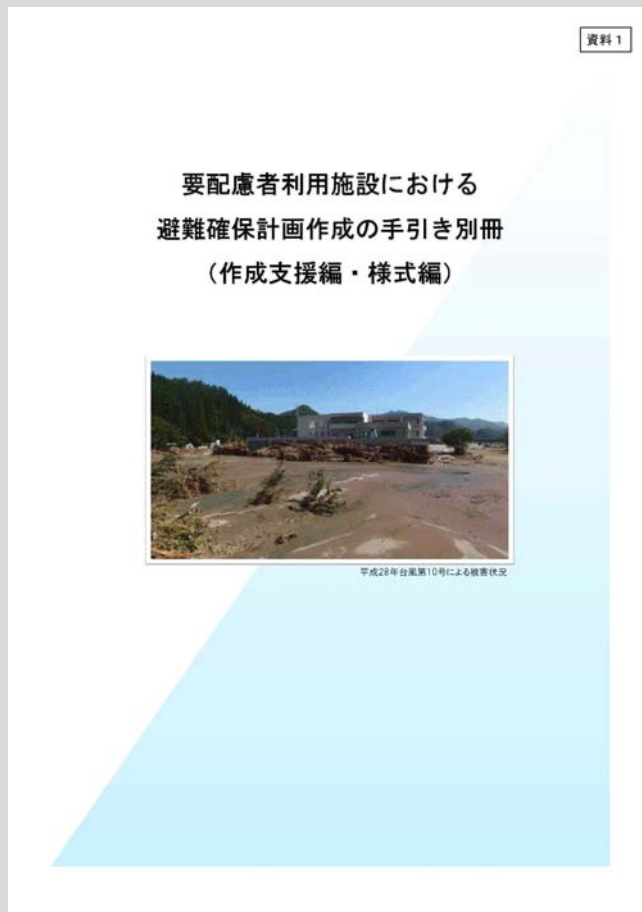
様式1～様式6:五所川原市に提出
様式7～別表2:施設で適切に管理

3. 様式の作成方法

作成のポイント！

各様式の作成方法は、資料1(様式編)および資料2(事例集)を参照

【資料1】
要配慮者利用施設における避難確保計画
作成の手引き別冊(作成支援編)



☛ 計画作成に必要な事項を記載した解説書です。
本書を参照しながら様式を作成する。

【資料2】
要配慮者利用施設における避難に関する
計画作成の事例集(水害・土砂災害)



☛ 水害の事例として、「岩手県久慈市」が参考となる。

4.【様式1】計画の目的、計画の報告、計画の適用範囲

事例集p13

第1章 総則

第1節 計画の目的、運用範囲

(目的)

第1条 この計画は、水防法第15条の3の規定に基づき、特定非営利活動法人ファミリーサポートおひさま運営、認知症対応型共同生活介護グループホームひだまりは要配慮者利用施設として利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

(諸規定との関係)

第2条 消防計画に準じ、要配慮者利用施設に関し必要事項について、施設管理者及び防火管理者とともに定めるものとする。

(計画の適用範囲)

第3条 この計画は、当法人に勤務する者、利用者及び出入りするすべての者に適用するものとする。

第2節 水防管理者の業務及び権限

(水防管理者)

第4条 水防管理者は、防火管理者及び施設管理者が兼務し、計画実施に関するすべての事務を行うものとする。

2 水防管理者不在時の代理者を予め指名する。

(水防管理者の権限及び業務)

第5条 この計画について、水防管理者は一切の権限を有し次の業務を行うものとする。

- (1) 自衛水防組織の設置
- (2) 洪水時の避難確保計画の作成及び変更
- (3) 緊急通報、避難訓練計画及び実施
- (4) 日頃から気象情報の収集に努める
- (5) 避難準備・高齢者等避難開始が発令された時点で、迅速な避難を指示する
- (6) 受け入れ先避難所へ連絡し状況を確認する
- (7) 収容人員の適正管理
- (8) 建築物、施設等の点検検査の実施及び監督
- (9) 水防用設備等の点検整備の実施及び監督
- (10) 避難時の火気の使用または取扱いに関する指導及び監督
- (11) 避難時の火元責任者に対する業務の指導及び監督
- (12) 管理権原者に対する助言及び報告
- (13) 水害防止対策の推進
- (14) その他水害防止業務執行のため必要な業務

①計画の目的を記載

(↑様式に記載はないので任意記入)

事例集p14

②計画を作成したことを五所川原市へ報告する文面を記載

(市への報告等)

第6条 水防管理者は、水防管理業務の適正な執行を図るため久慈市（消防防災課）との連携を密にし、次の業務を行うものとする。

- (1) 洪水時の避難確保計画の提出
- (2) 建築物及び諸設備の設置または変更の事前協議並びに法令に基づく諸手続き
- (3) 水防用設備の点検及び水害予防上必要な検査の指導要請
- (4) 水防用設備の点検結果の報告
- (5) 教育訓練の指導要請
- (6) その他法令に基づく報告及び水防管理について必要な事項

第2章 洪水等避難時に関わる施設遵守事項

(施設の遵守事項)

第7条 施設の設備等は避難者の妨げにならないよう、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 避難のために利用する廊下、避難口等には設備を設置したり、物品を置かないものとする。
- (2) 床面は、避難時に障害が発生しないように維持すること。
- (3) 避難口等に設ける戸は、容易に開錠でき、かつ解放した場合には廊下等の有効幅員を確保できること。

(↑様式に記載はないので任意記入)

③計画の適用範囲を記載

※久慈市の事例にはありませんが、様式1を参考に作成する。

第3節 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は使用する全ての者に適用するものとする。

④施設の人数を記載

※状況が大幅に変更となった場合は、修正したものを再提出する。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 9名	昼間 4名	休日 (平日と同じ)	休日 (平日と同じ)
夜間 9名	夜間 2名		

5.【別紙1】避難経路図

■施設利用者の命を守るための安全な避難場所、避難経路を決定します。

事例集p15



作成のポイント!

- 施設周辺の浸水危険性を決定する。
- 安全な避難場所を決定する。
(避難場所・避難経路)

作成の手順

- ①洪水ハザードマップを用意する。
(以下「マップ」という)
- ②マップ上の施設をさがす(●をつける)。
- ③施設周辺の水深を確認する。
- ④安全な避難場所をさがす。
- ⑤避難場所までの避難経路に色を塗る。

6.【様式2】防災体制

■注意体制、警戒体制、非常体制の3つの防災体制をつくるために、どのタイミング(体制確立の判断時期)で、どのような活動内容を、だれが(対応要員)対応するかについて決定する。

事例集p16

②気象情報の見かたを覚える

⑤施設の防災体制をつくる

作成のポイント！

■いつ避難すればよいかを知り、決める。

作成の手順

①「避難準備・高齢者等避難開始」の言葉を覚える

4. 防災体制
連絡体制及び防災体制は、の通りとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割】

体制確立の判断時期	体制確立の判断時期	体制確立の判断時期	体制確立の判断時期
以下のいずれかに該当する場合 ➢ 久慈市に洪水注意報発表 ➢ 久慈川(生出町地点)氾濫注意水位超過	注意体制確立	以下のいずれかに該当する場合 ➢ 久慈市栄町に避難準備・高齢者等避難開始の発令 ➢ 久慈川(生出町地点)避難判断水位超過※ ➢ 久慈市に洪水注意報発表※ ※「避難準備・高齢者等避難開始」が発令される場合により避難を開始する。ただし、「久慈川(生出町地点)避難判断水位超過」「洪水注意報発表」が発令された場合、警戒体制を確立し、避難準備を開始する。また、「久慈市に洪水注意報発表」が発令された場合により危険と判断した場合は避難を開始する。	警戒体制確立
		以下のいずれかに該当する場合 ➢ 久慈市栄町地区に避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 ➢ 久慈川(生出町地点)氾濫危険水位超過	非常体制確立

③雨量情報、河川の水位情報の見かたを覚える

④水位情報から避難判断する方法を覚える

- ①「避難準備・高齢者等避難開始」を知る。
(☞座学資料P67参照)
- ②気象情報の見かたを覚える。
(☞座学資料P16～P23参照)
- ③雨量情報、水位情報の見かたを覚える。
(☞座学資料P61参照)
- ④水位情報から避難判断する方法を覚える。
(☞座学資料P62参照)
- ⑤施設の防災体制(様式2)に整理する。
(☞座学資料P64参照)

・表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。
・「避難準備・高齢者等避難開始」等が発令されていなくても、雨量等の気象情報や水位情報等の情報から施設管理者が危険だと判断した場合は避難を開始する。
・要配慮者の避難誘導の際に全職員も同時に避難することとする。
・夜間に氾濫注意水位(生出町地点)を越えた場合は注意体制を確立し、職員を1名を参集し、警戒体制確立後に避難できるように避難準備を開始する。

6. 【様式2】防災体制

③雨量情報、河川の水位情報の見かたを知る

- 青森県河川砂防情報提供システムでは、水位情報やカメラ映像が確認できる。

青森県河川砂防情報提供システム

データ種別 | [雨量](#) | [水位](#) | [ダム](#) |

表示形式 | [状況図](#) | [現況表](#) | [一覧表](#) |

水位状況図(西北地域県民局) 2018年09月03日04時40分 現在
アイコンをクリックするとグラフを表示します

局名表示

全県表示へ

地域選択

全県

凡例

▲	氾濫危険水位超過
▶	避難判断水位超過
▶	氾濫注意水位超過
▶	水防団待機水位超過
▲	通常
■	欠測/無効/閉局/保守
▲	上昇中
▶	横ばい
▼	下降中

0 10km

6.【様式2】防災体制

④河川の水位情報から避難判断を行う

【市内対象河川における基準水位】

河川の性格	洪水予報河川 (A) 洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、水位予測が可能な河川	水位周知河川 (B) 洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、水位予測が困難な河川	左記以外の中河川等 (C) 左記以外の氾濫注意水位以上の水位観測ができない中河川等
河川名	岩木川、十川	旧十川、松野木川、金木川	飯詰川、小田川、相内川
避難準備情報	①避難判断水位(※1)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ②氾濫危険水位(※2)に達すると見込まれるとき。 ③漏水等が発見されたとき。	①避難判断水位(※1)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ②氾濫危険水位(特別警戒水位)(※2)に達すると見込まれるとき。 ③漏水等が発見されたとき。	避難判断水位(※1)に到達し、当該地域の降雨状況、降雨予測、巡視等において、さらに水位の上昇が見込まれ、避難準備情報を発令するのが妥当と判断されるとき。
避難勧告	①氾濫危険水位(※2)に到達したとき。 ②氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。 ③異常な漏水等が発見されたとき。	①氾濫危険水位(特別警戒水位)(※2)に到達したとき。 ②氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。 ③異常な漏水等が発見されたとき。	①近隣河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測、巡視等により避難勧告を発令するのが妥当と判断されるとき。 ②河川氾濫のおそれがあるとき。
避難指示	①堤防が決壊するおそれがあるとき(異常な漏水の進行や亀裂等が発見されたとき)。 ②決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表されたとき。	①堤防が決壊するおそれがあるとき(異常な漏水の進行や亀裂等が発見されたとき)。 ②決壊や越流が発生したとき。	堤防が決壊するおそれがあるとき(異常な漏水の進行や亀裂等が発見されたとき)。

水系名	河川名	観測所名	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m) (※1)	氾濫危険水位(m) 【特別警戒水位】 (※2)
岩木川	岩木川(A)	五所川原	1.50	2.50	5.30	5.50
		繁田	3.00	4.00	5.10	5.20
	十川(A)	五林平	11.00	11.30	12.80	13.16
	旧十川(B)	川山	5.30	5.60	6.90	7.38
	松野木川(B)	漆川	5.90	6.20	6.60	7.10
	金木川(B)	金木	5.20	5.50	5.80	6.80
	飯詰川(C)	長富	6.50	6.80	—	—
小田川(C)	喜良市	21.90	22.20	—	—	
相内川(C)	相内	3.10	3.40	—	—	

出典)「避難勧告等の判断・伝達マニュアル(平成27年6月改訂)」

五所川原市 避難勧告等の判断

検索

6.【様式2】防災体制

グループホーム ●●苑の作成例

作成のポイント！

- 様式2にはP63の情報を赤字部分に記入する。
 - ・河川名、観測所名
 - ・水位情報
- 担当要員とその役割分担については、【様式12】で詳細に決める。

普段から調べておいてください。

※五所川原市の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル(平成27年6月改訂)」を確認する。

※水位情報が発表されない中小河川では、気象警報・注意報を確認する。

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 ▶ 五所川原市に洪水注意報発表 ▶ 岩木川(五所川原観測所) 氾濫注意水位(2.5m)超過	注意体制確立	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 ▶ 五所川原市に避難準備・高齢者等避難開始の発令 ▶ 岩木川(五所川原観測所) 避難判断水位(5.3m)超過 ▶ 五所川原市に洪水警報発表	警戒体制確立	洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者への事前連絡 要配慮者の避難誘導	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 ▶ 五所川原市に避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 ▶ 岩木川(五所川原観測所) 氾濫危険水位(5.5m)超過	非常体制確立	施設全体の避難誘導	避難誘導要員

- ・ 「避難準備・高齢者等避難開始」等が発令していなくても、雨量等の気象情報や水位情報等の情報から施設管理者が危険だと判断した場合は避難を開始する。
- ・ 夜間に氾濫注意水位を超えた場合は注意体制を確立し、職員1名を参集し、警戒体制確立後に避難できるように避難準備を開始する。

7.【様式3】情報収集・伝達

■ 様式2で決定した防災体制確立の判断を行うために、収集する情報内容、収集方法、施設内の情報伝達経路を決定する。

事例集p17

5. 情報収集・伝達 (1) 情報収集

① 防災情報の収集方法を決定する

■ 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ(地上デジタル放送の「dボタン」を活用) ラジオ(五所川原コミュニティFM 76.7) インターネット ・気象庁HP・地方気象台HP
洪水予報・河川水位	インターネット ・青森県河川防災情報提供システムの情報 市内河川の水位到達情報発表状況、水位観測所の水位等を確認
避難情報 ・ 避難準備・高齢者等避難開始 ・ 避難勧告 ・ 避難指示(緊急) 避難所の開設状況	緊急速報メール(NTTドコモ、au、Soft Bank) テレビ(地上デジタル放送の「dボタン」を活用) ラジオ(五所川原コミュニティFM 76.7) インターネット 五所川原市ホームページ Facebook、Twitter 広報車

作成のポイント！

■ **誰が、どうやって、何を収集するか(総括・情報班)を決める。**

作成の手順

○ 防災情報の収集方法を決定する。

【留意事項】 情報収集について

- ・ 「青森県ホームページ」から「川の防災情報」の情報について、**普段からパソコンやスマートフォン等の画面上で、いつでも、誰でもアクセスできる**ようにしておきましょう。
- ・ 地上デジタル放送の「dボタン」から、「**防災・生活情報**」を選択し、**気象情報等を確認**できます。

7. 【様式3】情報収集・伝達

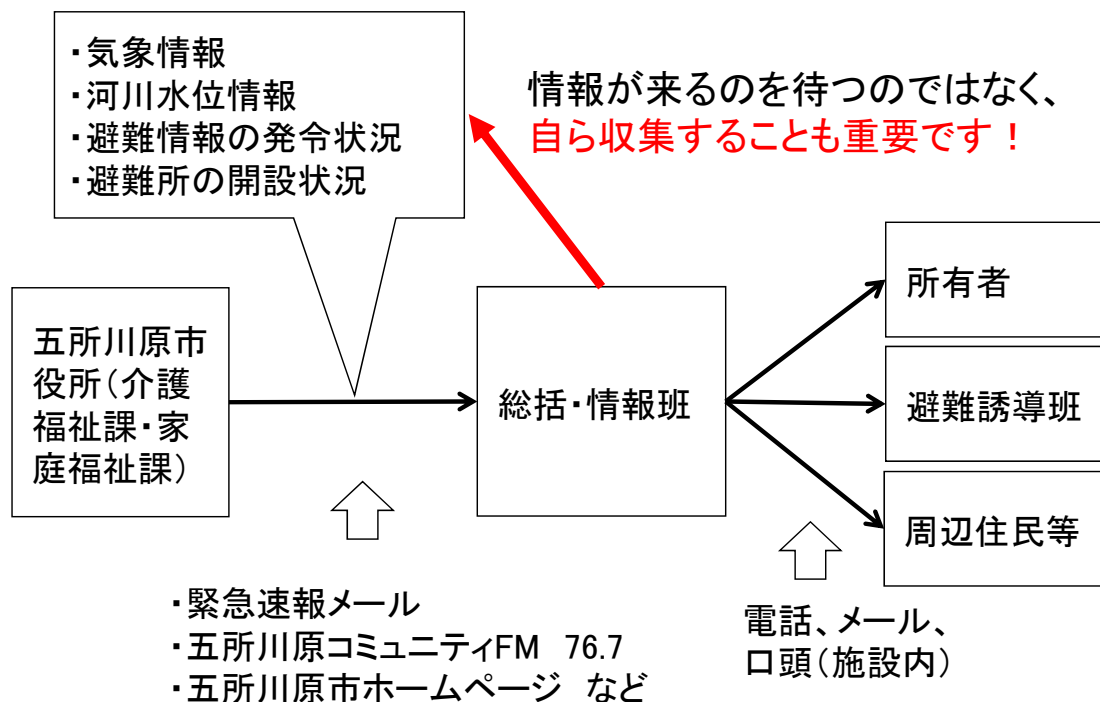
事例集p17

5. 情報収集・伝達 (2) 情報伝達

② 防災情報の伝達方法を決定する

- ① 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ② いざというときに、徒歩や自動車で避難が困難な場合には、避難困難者の状態や人数について各施設の所管課(介護福祉課・家庭福祉課)に報告する。

情報伝達系統図



作成のポイント！

■ 誰に、どうやって伝達するか(総括・情報班)を決める。

作成の手順

- 防災情報の伝達方法を決定する。
- 様式9(緊急連絡網)、様式10(外部機関等への緊急連絡先一覧表)と作成したうえで、情報伝達経路を作成する。

【留意事項】 情報伝達について

- 防災体制の編成と役割等を考慮して情報伝達経路を設定してください。
- 医療施設における情報伝達において、外来診療を中止する場合、他病院の受診について案内するなど、連携する医療機関とあらかじめ調整を行っておくことが望ましい。

7. 【様式3】情報収集・伝達

【避難準備・高齢者等避難開始】の伝達文(例文)

※状況により内容は異なります。

こちらは五所川原市です。

大雨により相内川ではん濫のおそれがあります。

16時05分に以下の地区に対し、避難準備・高齢者等避難開始を発表しました。

避難に時間のかかる方は避難所へ避難してください。

その他の方も避難の準備を始めてください。

【避難対象地区】

相内地区(桂川地区を除く)

【避難所】

基幹集落センター

7.【様式3】情報収集・伝達

【情報収集・伝達の5本柱】

	記載内容	チェック欄
①だれが	情報伝達班 (〇〇さんと〇〇さんなど)	様式12(様式編:P12) の 情報伝達要員に記載して あるか？
②どうやって (収集方法)	FAXやメールなど パソコン(インターネット)	様式3の(1)(様式編:P4) 収集する情報及び収集方 法に記載してあるか？
③何を収集する (防災情報)	【避難判断の根拠】 気象情報 洪水予報、河川水位 避難準備・高齢者等避難開始 など	
④誰に	施設の管理者、統括管理者など	様式12(様式編:P12) の 管理権限者、代行者が記 載されているか？
⑤どうやって 伝達するか (伝達方法)	館内放送や掲示板など	様式3の(2)(様式編:P4) 情報伝達に記載されてい るか？

8.【様式4】避難誘導

■ 施設利用者を安全な避難場所まで避難させるための体制について、決定する。

事例集p18

①避難先、避難経路は避難経路図から調べる

6. 避難誘導

(1) 避難先

避難先は指定緊急避難場所とする。(当施設周辺の浸水深は1~2m未満であり、屋内安全確保は危険であるため、立退き避難とする。)

避難場所(1)の元気の泉に避難するが、元気の泉が満員であった場合は避難場所(2)久慈東高等学校に向かう。

逃げ遅れや、激しい雨が継続するなどして、避難場所(1)まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断した場合は、避難場所(3)(4)のいずれかに避難する。(浸水区域外への移動を優先する)

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「P3 避難経路図」のとおりとする。

避難場所(1)元気の泉への避難経路は避難経路①を使用する。

日中で、避難経路②が浸水していない

避難経路②を使用する。

②避難先までの移動距離と移動手段は避難経路図をもとに設定する

(3) 避難誘導

避難先までの移動手段は、以下の通り

	名称	移動距離	移動手段
避難場所(1)	元気の泉	2700m	車両 2~3台
避難場所(2)	久慈東高等学校	3800m	車両 2~3台
避難場所(3)	天神堂公民館	500m	車両 2~3台
避難場所(4)	寺里公民館	1700m	車両 2~3台
屋内安全確保	-		

(指定緊急避難場所)



作成のポイント!

■ 誰が、誰を、どうやって避難させるか(避難誘導班)を決める。

作成の手順

- ①避難先、避難経路の安全性を再度確認する。
- ②避難先までの移動距離と移動手段は避難経路図をもとに設定する。
- ③様式11(対応別避難誘導方法一覧表)を作成したうえで、必要な車両台数、人数を確保する。

【留意事項】

■ 移動手段等について

- 搬送車を手配して移送する必要がある場合、**必要な台数が手配できるか事前の確認**が必要です。
- **夜間や大雨等の状況を想定して**移動手段を設定する。
- 避難誘導にあたっては、独歩、護送(車いす)、担送(寝たきり)など、利用者の移動能力に応じて、搬送具や患者用ライフジャケット等の資器材の活用を含めた検討が必要である。
- 浸水によりエレベーターが停止すると、自力移動困難者の上階への避難が困難になることから、エレベーター稼働時間内に避難ができるよう早めの避難準備を行う必要がある。

9.【様式5】避難の確保を図るための施設の整備

■ 情報収集・伝達時、避難誘導時、避難所等への避難後において、事前に準備しておく資器材等を決定する。

事例集p19

① 水害時に必要な資器材を記載する。

作成のポイント！

■ 利用者の命を守るための備蓄品を決める。

7. 避難の確保を図るための施設の整備
 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧
 備蓄品

情報収集・伝達	テレビ1台、ラジオ2器、タブレット端末1台、ファックス1台、携帯電話1台、乾電池10個
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、案内旗2枚、携帯電話1台、携帯電話用バッテリー1個、懐中電灯2台、乾電池10個
屋内安全確保	水3日分、食料3日分、寝具9人分、ホッカイロ
利用者	おむつ100枚、おしりふき100枚、おやつ30個、血圧計、体温計、パルスオキシメーター
その他	ウェットティッシュ100枚、ゴミ袋50枚、タオル20枚、ディスプレイ手袋、雨具

作成の手順

- ① 情報収集・伝達時、避難誘導時に必要なもの(案内旗、拡声器など)を整理する。
- ② 避難所等への避難後における必要なもの(水、食料、薬など)を整理する。
- ③ 水害時に活用できる状態にあるか確認する。

8. 防災教育及び訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下の通り実施する。

■ 防災に係る研修

毎年5月に新規採用の従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。毎年5月に全従業員を対象に避難誘導に関する研修を実施する。

■ 防災訓練

毎年7月に新規採用の従業員を対象として避難誘導に関する訓練を実施する。毎年7月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

【留意事項】 医療施設における整備について

- 上層階に一時避難した場合には、浸水の長期化や孤立によって、水や食料、医療品の補給や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うため、必要な物資の備蓄や、市町村防災部局・消防機関等との連絡体制の確保、カルテのバックアップ、最低限必要な照明、医療機器のための自家発電設備等の準備を整えておくなど、留意が必要である。

10.【様式6】自衛水防組織の業務に関する事項

- 水害による被害を最小限に抑えるため、従来の行政による水防活動だけではなく、各要配慮者利用施設における水防活動の取り組みも重要となっているため、平成25年7月に水防法の一部が改正され、自衛水防組織の設置が努力義務となっている。
- 自衛水防組織を設置する場合は様式等をそのまま活用し、情報収集方法、活動組織体制、対策内容、訓練実施計画等を決定する。

事例集p20

①別添、別表1,2を活用し、組織を設置する

9. 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年5月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年7月に行う全従業員を対象とした訓練先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
 自衛水防組織を組織または変更をした場合は、水防法第15条の3第7項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

②研修及び訓練計画を立てる

③自衛水防組織を設置したことを五所川原市に報告する

作成の手順

- ①別添、別表1,2を活用し、組織を設置する。
- ②研修及び訓練計画を立てる。
- ③設置したことを五所川原市へ報告する。

○自衛水防組織の設置は法律上義務付けられてはいないが、施設利用者の安全を確保するために設置が望ましいと考えられるため、施設の規模や運営状況等を踏まえてご判断してください。なお、設置した場合は市町村への報告が必要となります。

○自衛消防組織を設置している場合は、それらの情報を活用して、様式に記載してください。また、新たに設置する場合も様式を活用して作成してください。

11.【別添】「自衛水防組織活動要領」

事例集p25

別添 「自衛水防組織活動要領」

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

- (1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。
- (2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与するものとする。

4 自衛水防組織に、チームを置く。

- (1) 班は、統括・情報、避難準備、避難誘導、応急救護、炊き出しの班を置き、
チームリーダーを置く。
- (2) 各チームの任務は、洪水時の避難確保計画の防災体制一覧表に掲げる任務とする。
- (3) グループホームひだまり及び受け入れ先避難場所を自衛水防組織の活動拠点とし、
各チームのチームリーダーを自衛水防組織の中核として配置する。

②班構成を修正する

①施設名を変更する

(自衛水防組織の運用)

第4条 管理権限者は、従業員の勤務体制(シフト)も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第5条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 自衛水防組織の装備品は、別表1「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。
- (2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が事務室・物品庫に保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

事例集p26

(自衛水防組織の活動)

第6条 自衛水防組織の各チームは、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

作成の手順

①施設名を変更する

②班構成を修正する

13.【様式7】防災教育及び訓練の年間計画作成

■ 避難確保計画の内容について、従業員及び施設利用者間で共有するための防災教育、計画の実行性を高めるための訓練計画を決定する。

訓練内容を決めて実施日を記入する

10 防災教育及び訓練の年間計画作成例

防災体制の確立・ 避難確保計画の年度版作成	情報収集伝達委員・避難誘導委員の任命や外部からの支援体制等を確認し、避難確保計画に反映します。	実施予定 月日	(4 月 10 日)
従業員への防災教育	○避難確保計画等の情報の共有 ○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承 など	実施予定 月日	(6 月 10 日)
施設利用者への防災教育	○水害の危険性や避難場所の確認 ○緊急時の対応等に関する保護者、家族への説明 など	実施予定 月日	(6 月 10 日)
通所施設			
情報伝達訓練	○従業員の緊急連絡網の試行 ○保護者への情報伝達手段(メール・電話等)の確認、情報伝達の試行 など	実施予定 月日	(6 月 15 日)
保護者への引き渡し訓練	○保護者の緊急連絡網の試行 ○連絡後、全施設利用者を保護者に引き渡すまでにかかる時間の計測 など	実施予定 月日	(6 月 15 日)
入所施設			
情報伝達訓練	○従業員の緊急連絡網の試行 ○家族等への情報伝達手段(メール・電話等)の確認、情報伝達の試行 など	実施予定 月日	(月 日)
従業員の非常参集訓練	○従業員の緊急連絡網の試行 ○連絡後、全従業員の参集にかかる時間の計測 など	実施予定 月日	(月 日)
避難訓練(複数回)	○防災体制と役割分担の確認、試行 ○施設から避難場所までの移動にかかる時間の計測 など	実施予定 月日	(7 月 15 日)
		実施予定 月日	(月 日)
		実施予定 月日	(月 日)
避難確保計画の更新	避難を円滑かつ迅速に確保するために、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直します。	実施予定 月日	(7 月 30 日)

作成のポイント！

- ①従業員及び施設利用者への防災教育の日程を決める。
- ②出水期前の防災訓練の実施日を決める。
- ③訓練を踏まえた、計画の更新時期を決める。

訓練方法の例

(情報伝達訓練の例)

洪水予報、土砂災害に関する情報をファックス等で受信し、それをもとに関係者に内容を伝達、またその後の防災体制について関係者への伝達を行う訓練

(避難誘導訓練の例)

あらかじめ設定された避難場所、避難経路及び誘導方法に基づき、実際に避難行動を行う訓練

防災教育や避難訓練の実施事例の紹介

- 座間市では、平成27年10月4日(日)に市内初となる風水害対応の避難行動訓練を実施しています。
- 座間市では、地震や火災を想定した防災訓練等を実施していますが、そのほかの災害を想定した訓練、特に避難行動の訓練は行われていませんでした。
- そこで、目久尻川沿いに位置する「つつじ野住宅自治会」と連携し、実際に河川の災害を想定した避難行動訓練を行いながら、避難行動の検証を行いました。

【訓練内容】

- つつじ野住宅集会場から立野台コミュニティセンターへの避難行動
- 避難経路の確認
- 要支援者の対応方法
- 移動経路上の不具合確認
- 雨天時の避難経路の状況をイメージ



車いす、リヤカー運行訓練の様子

出典：座間市HP

「市内初となる風水害対応の避難行動訓練を実施しました」



風水害防災講座の様子

(参加者へ配布した講座資料と風水害ハンドブック)

出典：座間市HP

「市内初となる風水害対応の避難行動訓練を実施しました」

防災教育や避難訓練の実施事例の紹介



「攻め」と「守り」の防災教育〈平和中学校で避難所開設訓練を実施〉
Posted on [2017年7月7日](#) By [神岡地域の広報担当](#)
7月2日(日)、今年も平和中学校で避難所開設訓練が行われました。
「攻め」と「守り」の防災教育、この日は「守り」の体験学習です。
5回目の実施となる今回も、神岡地域に全戸配布でご案内したところ、
40名ほどの住民の方にご協力いただきました。

平成28年度 だいせん防災教育「生き抜く力育成」事業

被災地交流 避難所開設訓練 2016



中学校と要配慮者利用施設との連携による避難訓練の様子
出典:大仙市HP

13.【様式7】防災教育及び訓練の年間計画作成例 ☛ 手引き(別冊)P⑩参照

防災教育や避難訓練の実施事例の紹介

● 介護老人ホームによる風水害避難訓練



土のうの作成・積み方の訓練

エレベーター停止を想定した
利用者の避難誘導訓練

避難訓練の様子

出典:介護老人ホームネムの木スタッフブログ
(2012.8.3)

● 保育園による風水害避難訓練



遊戯室へ避難



イラストによる
避難の説明

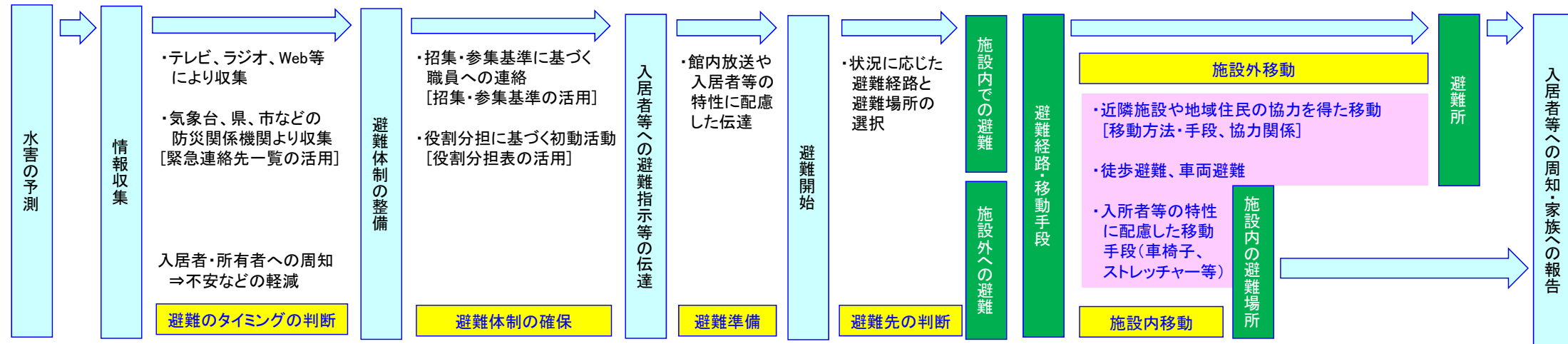
避難訓練の様子

出典:郡山市認可保育園 笑風にこにこ保育園HP
(2016.7.27)

13.【様式7】 ～水害時の避難シナリオ～

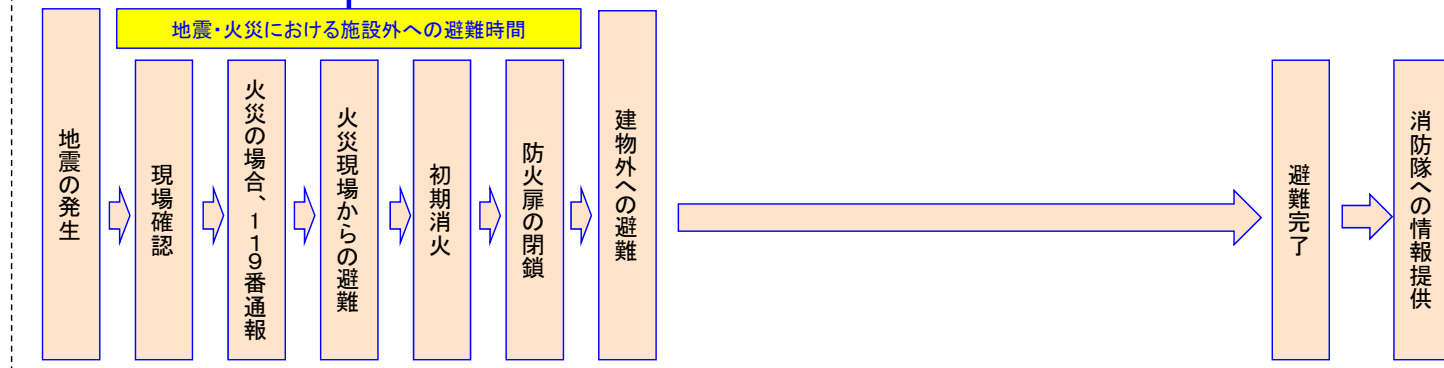
地震・火災による避難は、発災直後から行動することに対し、
水害は気象情報による予測が可能であるため、早めの避難が可能である。

水害時の訓練シナリオ(例)



避難訓練時に避難時間を把握することが重要

地震・火災による訓練シナリオ(例)



15. 【様式9】緊急連絡先、【様式10】外部機関等への緊急連絡先

☞ 手引き(別冊)P⑥参照

■ 従業員及び施設利用者への緊急連絡網、市役所や避難誘導等の支援者、医療機関への緊急連絡先を決定する。

事例集p23

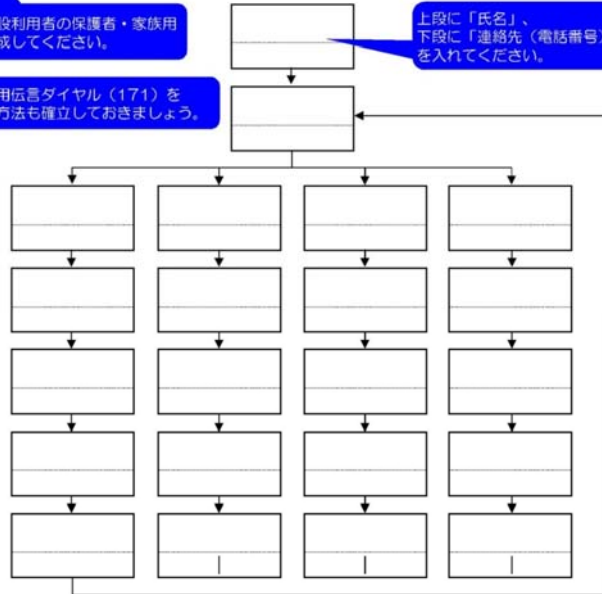
12 緊急連絡網

様式9

従業員用と施設利用者の保護者・家族用をそれぞれ作成してください。

メールや災害用伝言ダイヤル(171)を利用した連絡方法も確立しておきましょう。

上段に「氏名」、
下段に「連絡先(電話番号)」
を入れてください。



13 外部機関等への緊急連絡先一覧表

様式10

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
市町村(防災担当)					
市町村(福祉担当)					
消防署					
警察署					
避難誘導等の支援者					
医療機関					

作成のポイント!

- 連絡網が途切れていたとしても、確実に連絡できるか連絡網を決定する。例えば、連絡が見つからない場合は、次の人に連絡し、後から確認する工夫等を行う。
- 連絡先は定期的に更新する。

作成の手順

【様式9】

- ① 施設管理者から従業員を含めた施設関係者の緊急連絡網を作成する。
- ② 施設利用者の保護者や家族への緊急連絡網を作成する。

【様式10】

必要な外部機関の連絡先を作成する。

17.【様式12】防災体制一覧表

■施設における役割(管理権限者、代行者、情報伝達班、避難誘導班)を決定する。

事例集p24

13. 防災体制一覧表

水防責任者(水防隊長) 【法人理事長】
水防管理者(副隊長) 【防火管理者・各施設管理者】

	平常時の任務	防災体制確立後の対応
統括・情報チーム 【各管理者及び 総括主任】	(1)防災情報確認に基づき体制を整える (2)消防隊、関係機関への事業所の情報提供により指示を仰ぐ	水防隊長の指示により必要な情報を収集・伝達
避難準備チーム (体制確保) 班長 【各施設チーム リーダー】	(1)統括・情報チームの指示に従って各職員に連絡(事務員と連携) (2)防災体制確立 町内居住の職員から連絡網による連絡 必要な場合 町内会長・民生児童委員・施設運営推進委員への協力要請を行う (隊長及び副隊長が要請)	(1)担当区域の点検見回り (2)被害防止措置をとる (危険度の確認・報告) (3)危険箇所を確認した場合、副隊長等と連携をとりながら補強等の指示
避難誘導チーム 班長【各施設 介護福祉士の中から 定める】 担当【介護員及び 送迎員(運転手)】	(1)避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導にあたる。 (2)避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。	(1)防災体制を確立した際の伝達に先立ち、出入口等の配置につく (2)警戒体制が確立した場合の伝達に伴い避難誘導を行う
応急救護チーム 班長 【各施設看護師】 担当 【応急手当普及員】	(1)応急救護所の設置 (2)負傷者の応急処置 (3)救急隊との連携及び情報の提供 (4)病院への搬送	(1)ご利用者様の体調確認 (2)健康状態に合わせた対応指示(体調不良者への付き添い) (3)危険箇所の補強等を行う (4)避難通路の確保
炊き出しチーム 【栄養士及び調理員】	状況に応じて稼働 (1)水・食材・燃料の確保(在庫確認)	何時でも稼働できる体制をとる

※本事例は施設独自の様式であり、手引き(別冊)の様式12を活用してください。

作成のポイント!

■責任者がいない場合、担当者が不在の時に
対応可能な組織を決定する。

作成の手順

- ①各要員の役割に適した担当者を決める
- ②各要員の対応内容を決める。
- ③様式11の利用者と従業員数、移動手段等との「避難誘導方法」の整合を図る。

※役割分担は固定しない。いざという時に人手が足りない場合が多いため、一人何役でもこなせることが重要である。

【参考】:避難確保計画における事例紹介

項目	計画の実行性を高めるための各施設の取り組み事例
避難所の設定	<ul style="list-style-type: none">● 市営住宅(アパート)を避難所として利用させてもらう契約を結んでいる(但し、屋上を使用し、部屋は使用しない)。● 自施設では、夜間は上層階避難と決めている。また、避難するのであれば、基本は日中の明るいうちに早めに行動するようにしている。その結果、空振りに終わっても仕方がないと考えている。● 浸水リスクのある場所を通過して避難する必要があるので、自施設の3階・4階へ避難することとしている。● 県外から移住して来た方など土地勘のない入居者には、まず地域の説明を行い、自力で避難できるようにしている。
避難路の設定	<ul style="list-style-type: none">● 3つに避難ルートを設定している。また、普段から散歩で避難場所に行くようにしている。● 交通手段(車・徒歩)については、職員が実地検証して決定する。避難所まで行って実際に時間を計測している。● 避難所まで利用者と一緒に実際に歩いてみたが、意外と遠くて途中で断念するほどだったので、避難先を近い場所に変更した。
避難のタイミング	<ul style="list-style-type: none">● Web上で水位観測所の水位やウェザーニュースを定期的を確認しながら、避難のタイミングを計っている。● 自施設の判断に加え、職員の参集等を判断することも必要なため、他の川の水位情報も見るようにしている。● ○市や○○県からの避難情報がない中でも、施設周辺の状況を判断して独自で避難することを計画に入れている。● 自分の施設だけでなく、職員の自宅が含まれる区域も含めて河川水位情報の動向や、通勤経路の状況等を調べている。● 最近では、携帯に来る災害情報をチェックするようにしている。● どの情報レベルで避難行動を開始するかについて、職員間の知識(トリガー情報)を統一した。
連絡網の作成	<ul style="list-style-type: none">● グループLINEを作ってほしいという要望もある。一方、スマホではない方もいるため、メーリングリストの作成も必要である。● 利用者更新時に連絡先の更新を行い、役職に関係なく、住所や移動手段から集まれそうな近隣の者から優先順位をつけている。● 夜の連絡先も携帯電話か固定電話のどちらにかければよいか決めている。また、災害優先電話を契約して対応している。● 保育園では、一斉配信メールで保護者に連絡するなどの体制を整えている。「マチコミメール」はとても有効な手段である。
職員の確保	<ul style="list-style-type: none">● 職員が役割分担を混乱しないように、消防計画など他の計画と統一している。また、緊急時の職員の役割分担を決めている。● 施設の食堂を地域に開放するなど、職員が集まれない時にも地域に協力して頂ける体制をつくる取組みを実施している。● 大雨で夜間避難が想定される場合、比較的自宅が近い入居者は家族に連絡して1晩だけ預かってもらい、迎えに来てもらうようお願いする。また、台風時には施設に数人待機するようにしている。● 家族に「岩手の水害の場面に遭遇した場合、実際には避難できない」と打診し、自宅へ連れて帰ってもらうよう交渉した。半数の家族から了承をいただき、その旨を計画書に記載した。計画書には確実に実施できることしか書かない。

【参考】:避難確保計画における事例紹介

項目	計画の実行性を高めるための各施設の取り組み事例
避難誘導體制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域ぐるみで話し合い、避難所を再分配した方がよいのではないか。「〇階以上の建物には〇人収容できるから、△△の方は□□施設に避難する」など、地域で話し合えるとよい。 ● 防災カードとして、利用者の必要な薬や緊急連絡先を記載し、管理者が管理するとともに、利用者の枕元にも置いている。 ● 幼稚園は、危険が予想される時には休園もしくは途中で返す(保護者に迎えに来てもらう)ようにしている。小学校と同じ対応。
備蓄等	<ul style="list-style-type: none"> ● 備蓄の食料品の賞味期限を栄養士が管理し、新しいものと入れ替えも兼ねて、避難訓練で食べるようにしている。 ● 賞味期限のチェックと合わせて、子どもたちに紙芝居を用いて防災の話を聞かせるとともに、賞味期限が近づいた非常食をみんなで食べるようにしている。そうすることで、実際に災害が起きた時に問題がないかを確認することができる。 ● 災害後に施設に入れなくなることから、施設外に災害倉庫をつくっている。避難先にも備蓄品を確保している。 ● 避難先では乳児やアレルギーを持つ子ども用の備蓄品が不足していると想定されたため、事前に備蓄品の確保を行っている。 ● 避難時に混乱しないように、事前に名前や必要な薬等を書いた入居者分のライフジャケットを準備している。
避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の人と一緒に訓練することで地域とのつながりができる。また、高齢者の避難に関するノウハウを提供することもできる。 ● 近隣で避難訓練を実施しているため、その訓練に参加して合同で実施している。また、避難時間を計測している。 ● 昼間に施設内の電気を消して夜間の状態をつくり、訓練を実施した。 ● 回覧板で避難訓練の呼びかけを見つけて、それを機に他施設と連携して避難訓練を実施している。 ● 地域の防災訓練に参加し、この地域には我々のような施設があることを認知してもらうようにしている。 ● 職員が2名しかいない夜間を想定した訓練を昼間に実施しているが、昼間の2倍以上の時間がかかる。 ● 担架を使った避難訓練を年2回実施し、どれくらい時間がかかるか計測している。
防災教育	<ul style="list-style-type: none"> ● 全員を集めての防災教育は難しいことから、小グループ・少人数制で行っている。少人数であることから、比較的言いたいことが言える、聞ける状況が生まれている。
地域との連携方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 普段から地域との繋がりが大切である。自分たちだけで防災訓練を実施するのではなく、地域で実施する防災訓練に参加して、周辺地域の人たちと交流し、自分の施設のことをPRしておくことが大切である。 ● 夏祭り等を企画したり、施設の広間を周辺住民に開放し、住民主体のカフェを開催している。普段から施設に来てもらい、顔見知りになっておくことで、いざという時に地域住民の協力が得られるように努めている。 ● 地域の連携推進会議を年2回開催している。地域の人との交流を含めて、利用者の家族にも参加してもらう。

■まとめ 計画作成後の継続的な防災行動の重要性

本日の講習会の内容を踏まえ、施設利用者を安全な場所に早めに避難させることができる計画作成してください。

- 災害は、**想定どおりには発生してくれません。**
- **様々な被害状況をイメージ**し、臨機応変に施設で対応できる能力が必要です。
- そのために「計画内容」を知る教育・対策ではなく、計画内容に至る「**プロセス**」を大切にする教育・対策に重点をおくことが重要です。
- **地域特性をきちんと考慮**した教育・対策を**繰り返し**、**継続して訓練を実施**することが需要です。

今後の予定等

今後の予定(計画策定までの日程等)

前期講習会

日時

9/14(金)
10:00~12:00

会場 五所川原市役所2階会議室B

① 計画作成方法におけるポイントを説明します。

- ◇ 地域の気象特性など
- ◇ 法律で定められた記載内容
 - ・ 総括班、情報収集班、避難誘導班の役割分担 など
- ◇ 計画の様式を活用した作成方法
 - ・ 地震や火災の既往計画の活用方法 など

質問窓口を設置



講習会で聞いたけど、
どうしたらよいかわからない…



後期講習会

日時

9/28(金)
14:00~16:00

会場 五所川原市役所2階会議室B

③ 作成した計画内容の充実を図ります。

- ◇ 各施設において工夫した知恵の共有
 - ・ 避難誘導における組織体制の工夫
- ◇ 施設単独で解決できない問題
 - ・ 周辺地域における連携方法 など



質問窓口を設置

④ 施設関係者で、再度計画の内容を検討して下さい。

⑤ 計画を作成後、市町村へ提出します。

今後の予定(後期講習会:ワールドカフェにて実施)

